

# 新たなステップを踏み出すために

- 定年後の生活設計 -

平成 1 8 年 度 版

人事院職員福祉局生涯設計課

## 新たなステップを踏み出すために

就職、結婚、転勤などこれまでの人生の節目では、新しい生活に対する希望や不安があったと思います。何年か後に迎える定年も人生の転機となり、その後の生活は大きく変わらざるを得ませんが、みなさんは希望と不安が入り交じっているのではないのでしょうか。

退職後は時間に余裕があるので家族との時間を大切にしたいし、趣味も充実させたいといった希望。退職手当、年金はいくらぐらいもらえるか、再就職しなくても家計は大丈夫なのかといった不安。

小誌は、定年を何年か先に控えられた方達に対し、定年後の「生活環境の変化」「収入と支出」などについての情報を提供し、定年後の生活設計についてご自身がお家族と相談しながら考える契機になればとの思いから作成したもので、本編と資料編の二部構成となっています。退職はまだ先だと思っておられるかもしれませんが、小誌を参考にどのような準備と心構えが必要かについて考えられてはいかがでしょうか。

なお、定年後の再就職については、別途「定年後の仕事の選択」の冊子がありますので、そちらを参考にしてください。

# 新たなステップを踏み出すために

- 定年後の生活設計 -

## = 目 次 =

### 本 編

#### 第1章 定年後を考える

1 定年がもたらすもの	1
2 定年後の生活設計	6

#### 第2章 定年後の収入と支出

1 退職手当制度の概要	1 8
2 退職共済年金制度の概要	3 3
3 定年後の社会保険制度	6 0
4 収入と支出の比較	6 4

### 資 料 編

1 国家公務員の定年退職後の生活状況	6 9
2 専門家のアドバイス	8 5
寄稿1 健康寿命を延ばすには	安村 禮子 8 5
寄稿2 高齢期のメンタルヘルス	黒木 宣夫 1 1 6
寄稿3 退職準備と資産運用の基本	藤枝 朗 1 2 3

### 参 考

再任用職員の俸給月額	1 3 3
平成18年3月31日の俸給表	1 3 5
退職所得に係る税関係	1 5 1

## 第1章 定年後を考える

### 1 定年をもたらすもの

#### (1) 定年制度

国家公務員の定年は、国家公務員法第81条の2第2項に規定されており、原則60歳になっています。具体的には、60歳に達した日以後における最初の3月31日が定年退職日になります。

ただし、次に掲げる職員については、別の定年年齢が定められています。

- ・ 病院、療養所、診療所等に勤務する医師、歯科医師 65歳
- ・ 守衛、巡視、用務員、労務作業員等 63歳
- ・ 事務次官等 62歳

民間企業では、定年を定める場合には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条により、原則60歳を下回ることができないことになっています。

次表のとおり、大部分の民間企業で定年制を定めており、そのほとんどが職種を問わずに定年年齢を60歳とする一律定年制を採っています。

#### 【民間企業における定年制度の実施状況】

(単位：%)

定年制を定めている				定年制を定めていない
計	一律定年制	職種別に定め	その他	
95.3(100.0)	(97.6)	(1.8)	(0.6)	4.7

<注> ( )内の数字は、定年制を定めている企業を100とした割合である。

一律定年制企業	59歳以下	60歳	61~64歳	65歳	66歳以上
100.0	0.1	91.1	2.5	6.1	0.1

資料：厚生労働省 平成17年「就労条件総合調査」

なお、国家公務員の離職状況をみると、定年退職者は離職者全体の2割弱であり、辞職が約4分の3を占めています。

【平成16年度 国家公務員の離職状況】

(単位：人)

区分 計	定年退職	期限の到来 任期の満了	辞 職	定年退職 任期満了	任期付任用 の任期満了	分限免職	懲戒免職	失 職	死 亡
32,533	5,908	740	24,733	1	326	36	127	12	650
(100.0)	( 18.2)	( 2.3)	( 76.0)	( 0.0)	( 1.0)	( 0.1)	( 0.4)	( 0.0)	( 2.0)

資料：人事院 「平成16年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告」

(2) 生活環境の変化

定年を迎えると、次に掲げる事例のように、それまでとは生活環境が大きく変わります。これらの変化への対応は一朝一夕にはできません。今から様々な変化を想定し、家族とも相談してそれらへの対応を考えておくことが大切です。

自由に使える時間が増える

定年後は、通常拘束されない時間が大幅に増えることとなります。

収入が減る

退職共済年金が支給されても、定年前に比べると収入は大幅に減ります。自身の健康状態や家族の状況などにもよりますが、これまでの生活水準を落とすのか、それとも新たに就業などによる収入の途を探すのかという選択を迫られることとなります。

主な活動領域が居住地になる

定年後は、自宅周辺の地域が新たな活動の場となることが多いようです。ところで、みなさんは居住地の実情などをご存じですか。

家族と接する時間が増える

自宅にいる時間が増えることにより、定年前まで知らなかった家族の姿や人間関係が否応なく見えてきます。家族の方も、皆さんの在宅時間が増えることにより、困惑の度を深めていくかもしれません。

公務での人間関係が急速になくなっていく

公務から去ると、これまでの職場の人間関係が急速に喪失していきます。そのために、体験したことのない孤独感や寂りょう感にさいなまれることになりかねません。

### 公務での価値観や肩書きが通用しなくなる

定年後は、公務に対していかに強い思い入れがあっても、そこから離れて一個人に戻ることとなります。これまでの言動のより所であった公務での価値観の転換を迫られるケースもあるでしょうし、定年前の肩書きは通用しなくなります。

### 副次的な避難場所がなくなる

定年前は、職場が、結果として家庭や居住地域での煩わしい事柄からの避難場所になっていたケースがあるかもしれません。しかし、定年後は、このような副次的な避難場所がなくなります。

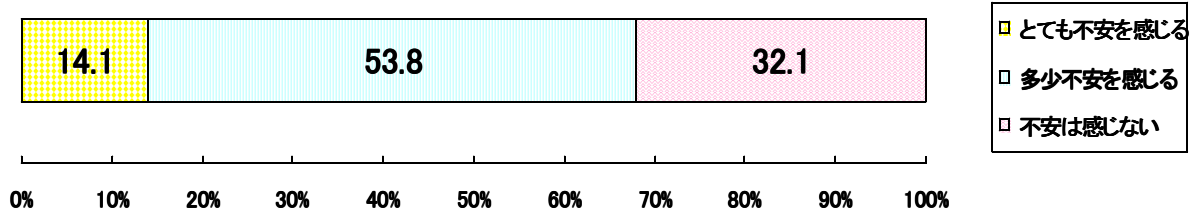
## 【高齢者の生活の満足と不安】

平成16年に内閣府が実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査」(60歳以上の者を対象に調査)によると、日常生活に「満足している」「まあ満足している」を合わせると82.5%となっています。回答者の状況別に満足度の状況を見ると、年齢別には満足度の差はあまりなく、健康状態による差は大きいことがわかります。

### 【日常生活全般についての満足度】

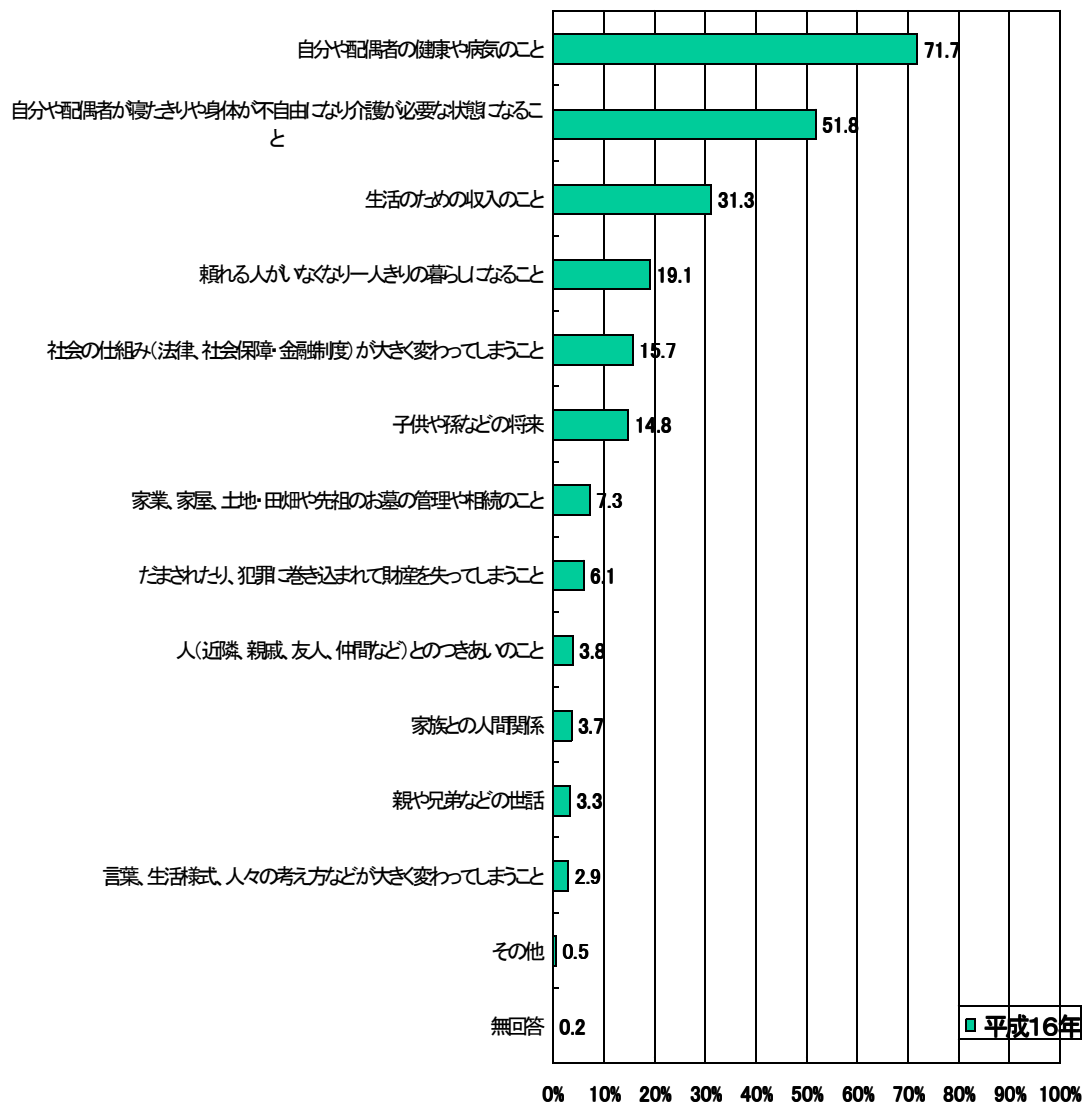
	総数	満足している	まあ満足している	やや不満である	不満である	満足(計)	不満(計)
	人	%	%	%	%	%	%
総数	2,862	24.6	57.9	13.6	3.8	82.5	17.5
[年齢別]							
60歳～64歳	785	23.9	58.9	13.8	3.4	82.8	17.2
65歳～69歳	735	21.6	58.8	15.4	4.2	80.4	19.6
70歳～74歳	669	23.8	59.3	12.7	4.2	83.1	16.9
75歳～79歳	386	30.8	53.9	12.2	3.1	84.7	15.3
80歳～84歳	206	29.1	53.4	13.6	3.9	82.5	17.5
85歳以上	81	24.7	59.3	11.1	4.9	84.0	16.0
[健康状態]							
良い(27.6%)	789	42.2	49.2	6.6	2.0	91.4	8.6
まあ良い(23.2%)	663	21.6	66.7	10.3	1.5	88.2	11.8
普通(28.5%)	817	19.6	65.5	12.1	2.8	85.1	14.9
あまり良くない(17.2%)	492	12.2	50.8	29.9	7.1	63.0	37.0
良くない(3.5%)	101	8.9	41.6	23.8	25.7	50.5	49.5

また、同調査によると、将来の自分の日常生活について、「多少不安を感じる」、「とても不安を感じる」を合わせると67.9%となっており、不安を感じる人のその理由をみると、健康を挙げる人が最も多くなっています。



### 【不安を感じる理由】

(複数回答)



### (3) 平均余命

一般的な定年年齢である60歳の人の平均余命は、男性が22.17年、女性が27.74年になっています。

したがって、現在では定年は、「人生80年」の4分の3弱を経たばかりの通過点に過ぎなくなっています。人生をより意義あるものにするためには、退職後の生活をいかに充実させるかが重要です。

#### 【日本人60歳の平均余命の推移】

(単位：年)

年	昭和22年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成16年
男	12.83	14.97	15.20	17.38	19.34	20.28	22.17
女	15.39	17.72	18.42	20.68	23.24	25.31	27.74

資料：厚生労働省「完全生命表」、ただし平成16年は「簡易生命表」

### (4) 健康寿命

健康寿命とは平均寿命から日常生活を大きく損ねる病気やけがの期間を差し引いたもので、健康体で生活できる寿命ということになります。2002年の世界保健機関の調査によると、日本は世界一の健康寿命となっており、男性が71.4歳、女性が75.8歳となっています。

寿命だけでなく、退職後も健康を維持し、いかに健康寿命を保つかも重要になります。

#### 【健康寿命表(2002年WHO世界保健報告)】

順位	国	男女平均	男性	女性
1	日本	73.6 歳	71.4 歳	75.8 歳
2	スイス	72.8	71.1	74.4
3	サンマリノ	72.2	70.4	74.0
4	スウェーデン	71.8	70.5	73.2
5	オーストラリア	71.6	70.1	73.2



## 2 定年後の生活設計

### (1) 60歳代の特徴

定年後は、気力、体力の個体差が大きく、現役世代に比べると無理がききませんが、60歳代は比較的元気で、行動力のある時期と言えます。定年前に退職後の生活設計を立て、60歳代のうちにその設計に沿って行動し、70歳代以降の生活の基礎を築いておくことが大切です。

平成15年に内閣府が実施した「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(60歳以上の者を対象に調査)によると、「ふだんの日に仕事や家事以外では、主にどのようなことをして過ごすことが多いか」についてみると、「テレビ、ラジオ」、「新聞、雑誌など」が多くなっており、また、年齢別に活動内容は異なっています。

#### 【家事や仕事以外での過ごし方】

(複数回答)

	総数	テレビ ラジオ	新聞、 雑誌 など	家族と のだん らん	孫と遊 ぶ	仲間と 集まっ たり、 おしゃ べりを する	趣味・ 娯楽	軽い運 動やス ポーツ	日帰り の行楽 (ハイキ ング、 公園な ど)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	2,860	84.3	59.3	36.3	16.9	29.3	39.5	23.5	16.1
[性]									
男性	1,251	83.1	65.0	33.7	16.5	19.6	39.6	27.3	15.3
女性	1,609	85.1	54.8	38.3	17.2	36.8	39.3	20.6	16.7
[年齢]									
60歳～64歳	693	82.8	59.7	40.3	23.7	33.3	47.6	28.6	20.6
65歳～69歳	692	83.7	60.8	36.4	20.2	29.5	40.5	26.0	20.7
70歳～74歳	650	85.5	61.2	37.2	16.9	27.8	39.1	24.5	15.4
75歳～79歳	490	82.7	56.7	33.1	8.6	29.4	34.1	19.4	11.6
80歳以上	335	88.4	54.9	30.7	7.8	23.0	29.3	12.2	5.4



次に掲げる事項について客観的に自己分析を行い、その結果を配偶者などの家族とともに検討してください。

#### 現状分析及び定年時の状況想定

たとえば下記の事項について、現状はどうか、定年時はどうなるかについて分析します。特に、家族の置かれている状況や住宅ローンの返済状況などについては、具体的に分析してください。

ア 自身や家族の健康状態

イ 就業状況

ウ 家族の置かれている状況(配偶者の就業、子供達の自立、両親の介護など)

エ 家計や住居の状況(月々の家計項目ごとの収支、ローンの返済、修繕の必要性等)

オ 貯蓄、個人年金などの状況

カ いきがい、自身がやりたいことの確認・実現度

キ その他(皆さん各人が必要と考える事項)

#### 身の振り方の決定

「定年時の状況想定」に基づき、定年後20年余りの人生を考え、配偶者などの家族とも相談して、自身が納得した上で60歳での身の振り方を決めなければいけません。その選択肢は、概ね次の3つが考えられます。

ア フルタイムで就業する

イ 勤務時間又は勤務日などを軽減して就業する

ウ 就業しない

#### 設計立案

「身の振り方の決定」を前提にして、上記の各項目ごとの具体的な準備作業・プランについて前期(たとえば、フルタイムで仕事をする60歳代前半)、中期(たとえば、仕事には就かないが、健康には大きな問題がない60歳代後半から70歳代)、後期(たとえば、健康に問題を抱え、家にいることが多くなる80歳代)に分け、配偶者などの家族とともに考えてください。

また、準備行動の設計に当たっては、必ず始点と終点を設けるようにしてください。そのようにしないと、準備行動の実践がなおざりになってしまうことが多くなります。

## 設計検証

立案された定年後の生活設計が適切であるか否かを、次に掲げる事項に留意しながら、本当に充実感を得られる生活設計になっているかという観点から、改めて配偶者などの家族とともに検証してください。

- ア 設計自体に余裕があるか(準備期間、個々の設計事項の時間配分など)
- イ 個々の設計事項に係る前期、中期、後期という期間設定は適当か
- ウ 生活水準の設定は妥当か(収支予測に無理はないか)
- エ 健康状況を適切に考慮しているか(気力、体力などの衰えを考慮したものか)
- オ 本当に自身のやりたいことか
- カ 家族の状況の変化などを十分考慮した設計になっているか
- キ 生活環境の変化などに応じて変更できる設計か
- ク 配偶者などの家族の意見も反映された設計か
- ケ その他(皆さん各人が必要と考える事項)

皆さんは、定年前までの生活では、自己及び家庭を犠牲にすることを強いられるようなことも多々あったと思います。定年後は、「自分・家族を大切にする」という視点から、生活の充実を考えてみてはいかがでしょうか。

### (3) 家庭の人間関係

定年後は、家庭に居る時間が長くなり、家族の意外な素顔が見えてきたり、公務から離れた寂りょう感のようなものに襲われたりするものです。家族との人間関係がうまくいくかどうか、退職後の生活が充実するかどうかの鍵になります。

平成 15 年に内閣府が実施した「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(60 歳以上の者を対象に調査)によると、「家族や親族のなかでどのような役割を果たしているか」についてみると、「家事を担っている」が 50.0% (男性 15.4%、女性 76.9%) と最も高く、次いで「家族・親族の相談相手になっている」が 30.8% となっています。

【家族の生活に果たす高齢者の役割】

(複数回答)

	総 数	家事を 担って いる	小さな 子供の 世話を してい る	家族・ 親族の 相談相 手にな ってい る	家族の 支え手 (かせぎ 手)で ある	家族や 親族関 係の中 の長(ま とめ役) である	病気や 障害を 持つ家 族・親 族の世 話や介 護をし ている	その他	特に役 割はな い
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	2,860	50.0	8.0	30.8	22.5	23.8	6.3	0.6	16.3
[ 性 ]									
男性	1,251	15.4	5.4	36.5	39.2	39.7	5.2	0.6	19.9
女性	1,609	76.9	10.1	26.4	9.4	11.4	7.2	0.6	13.5
[ 年 齢 ]									
60歳～64歳	693	54.3	11.8	31.9	38.1	26.8	8.1	0.6	8.5
65歳～69歳	692	51.4	10.0	33.4	26.0	26.6	7.5	0.3	11.6
70歳～74歳	650	53.1	8.3	33.8	18.0	25.1	4.9	0.3	12.6
75歳～79歳	490	48.2	2.7	28.8	12.7	20.6	5.7	1.0	23.3
80歳以上	335	34.9	3.6	20.3	6.0	14.0	3.9	1.2	39.1

配偶者との関係

定年後は、家族の中では配偶者と過ごす時間が最も増えます。在職中は、あなたが主に家計を支え、配偶者が主に家事を行うという役割分担・意識があったかもしれませんが、退職後はそうした役割分担・意識自体を見直す必要があります。現役の頃と同様な意識のままで定年を迎えると、配偶者との関係がうまくいなくなるかもしれません。このような状況を避けるためにも、定年後は、配偶者との意思疎通をより一層図るように心掛ける必要があります。

また、配偶者は、あなたが公務に従事していた間に、あなたの知らない人間関係や行動パターンなどを既に作ってしまっていることも考えられます。あなたが、退職後は配偶者と常に一緒に行動したいと思っているのに対し、配偶者は自分自身の時間を大切にしたいと思っているかもしれません。配偶者を束縛したり、依存しすぎることなく、互いに協力し、充実した家庭生活が送れるように、夫婦関係について配偶者と

十分話し合っておくことが大切です。

定年後を一番長く一緒に暮らすことになるのは配偶者です。このことを念頭に置いて、定年後の配偶者との関係を考えてみるのが大切です。

平成13年に内閣府が実施した「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（日米韓独スウェーデン5カ国の60歳以上の者を対象に調査）」によると、「心の支えになっている人」については、下表のとおり「配偶者あるいはパートナー」を挙げる人の率は日本が最も高くなっています。

（複数回答）（％）

	日本	アメリカ	韓国	ドイツ	スウェーデン
配偶者あるいはパートナー	67.0	45.0	54.3	49.3	55.9
子供（養子を含む）	51.4	53.6	62.9	48.1	63.0
子供の配偶者あるいはパートナー	17.9	16.9	20.0	9.5	11.7
孫	23.1	17.4	6.9	12.9	17.6
親しい友人・知人	20.0	36.0	7.3	27.9	26.8

### 子供との関係

定年を迎えるころには、子供の多くは成人していたり、自立しているのが一般的です。成人又は自立した子供との関係については、過保護や干渉をなるべく避けることも一つの考え方ではないでしょうか。

自分と配偶者との老後の生活の優先を第一に考え、定年を契機として子供に対する経済的な援助を見直すという考え方もあります。いつまでも子供を支援してやりたいという親心は理解できますが、現実問題として年金生活に入ると、子供への経済的援助は難しくなります。

このように、定年は、子供との距離を置くための絶好の機会となり得ますが、その一方では、子供との日常的な交流を欠かすことなく、困った時には互いに助け合うような関係を作ることが必要です。

子供の成長を認めて、「老いては子に従え」の気持ちで子供との関係を考えてみるのが大切なのではないのでしょうか。

平成13年に内閣府が実施した「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（日米韓独スウェーデン5カ国の60歳以上の者を対象に調査）」によると、「老後における子供や孫との付き合い方」については、「子供や孫とは、いつも一緒に生活できるのがよい」を挙げた人の率は日本が最も高くなっていますが、年々その率は下がっています。

( % )

	日 本					ア メ リ カ	韓 国	ド イ ツ	ス ウ ェ ー デン
	S55	S60	H2	H7	H12	H 1 2	H 1 2	H 1 2	H 1 2
子供と孫とは、いつも一緒に生活できるのがよい	59.4	58.0	53.6	54.2	43.5	8.7	38.4	14.9	5.0
子供や孫とは、ときどき会って食事や会話をするのがよい	30.1	33.7	37.8	38.0	41.8	66.2	46.2	60.5	64.6
子供や孫とは、たまに会話をする程度でよい	7.1	5.8	6.0	5.6	6.6	20.8	10.4	14.1	24.7
子供や孫とは、全くつきあわずに生活するのがよい	1.1	1.5	0.9	0.8	0.9	0.5	1.0	0.7	0.1

### 老親との関係

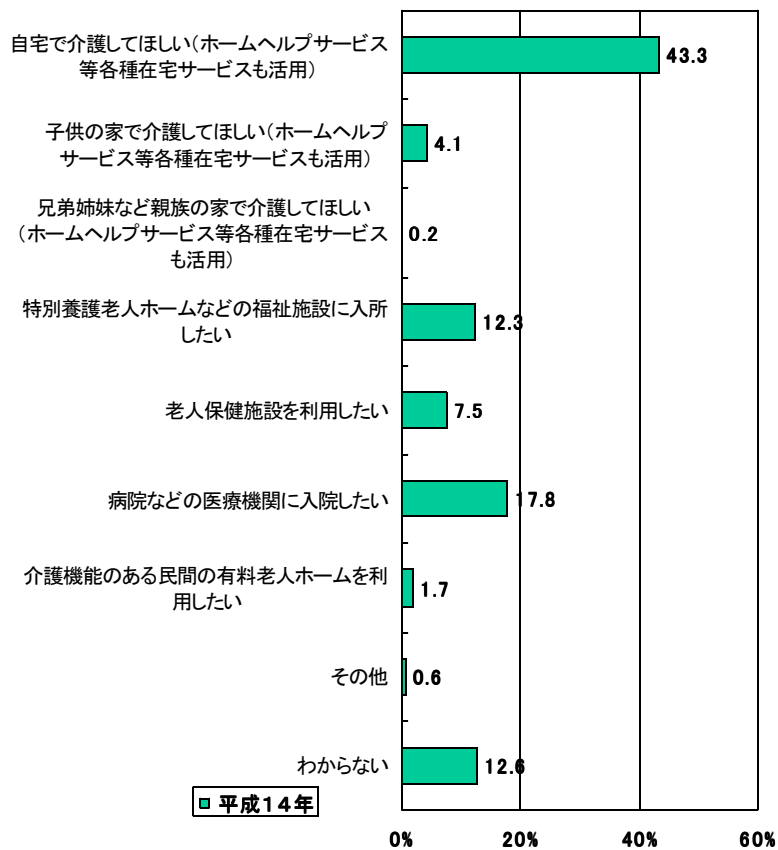
皆さんにとっては何でもないことでも、より高齢な老親には心身に変調を来す場合が結構見受けられるものです。普段から頻繁に老親とのコミュニケーションを図ることに心掛けていれば、そのような場合の支えになることができます。

また、老親の介護の必要が生じてくるかも知れませんが、老親の介護は、その加齢とともに家族の負担が増えていくのが一般的です。

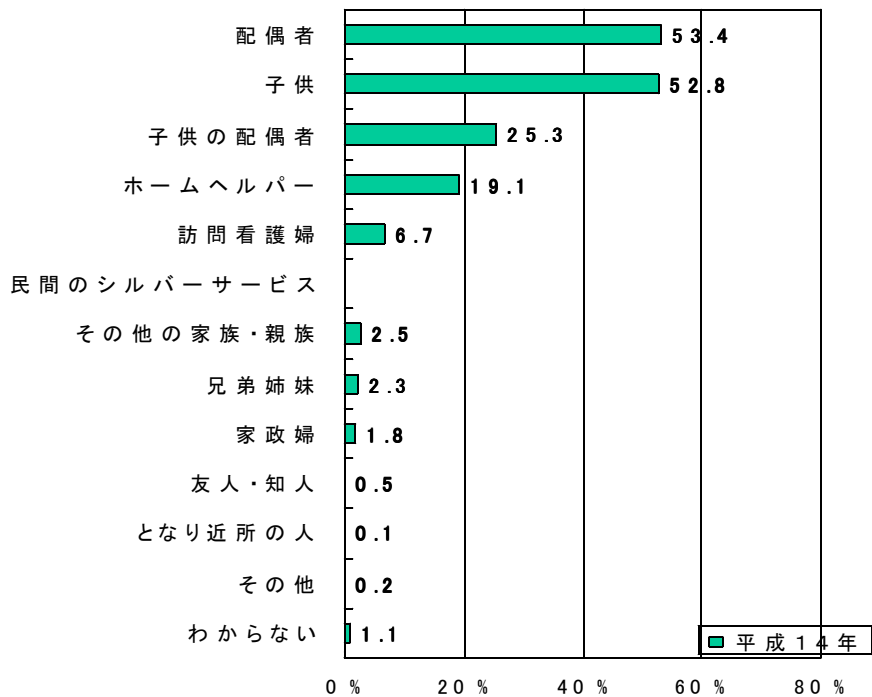
介護期間が長くなると、次第に介護者の心身に負担が蓄積して、家族の人間関係が崩れたりすることにもなりかねません。介護者を女性と決めつけず、被介護者の老親や家族にとってどのような介護を行うのが一番適切なのかを、家族全員が当事者意識を持って相談しながら決めることが大切です。

なお、介護は老親のみの問題ではなく、みなさん自身の問題ともなりうる問題です。介護が必要になったときにあわてることがないように、市町村の窓口足を運び、介護保険制度を含む様々な介護情報を早めに入手したり、誰が、どこで、どのように費用を賄って介護するかなどについて話し合っておくことが大切です。

平成 14 年に内閣府が実施した「高齢者の健康に関する意識調査」(65 歳以上の者を対象に調査)によると、介護が必要になった場合にどこで介護を受けたいか聞いたところ、自宅での介護を希望する者が最も多かったとの結果が出ています。



さらに、自宅、子供の家又は親族の家での介護を希望した者に、「誰に介護を頼むつもりか」聞いたところ、「配偶者」が53.4%、「子供」が52.8%と割合が高くなっています。





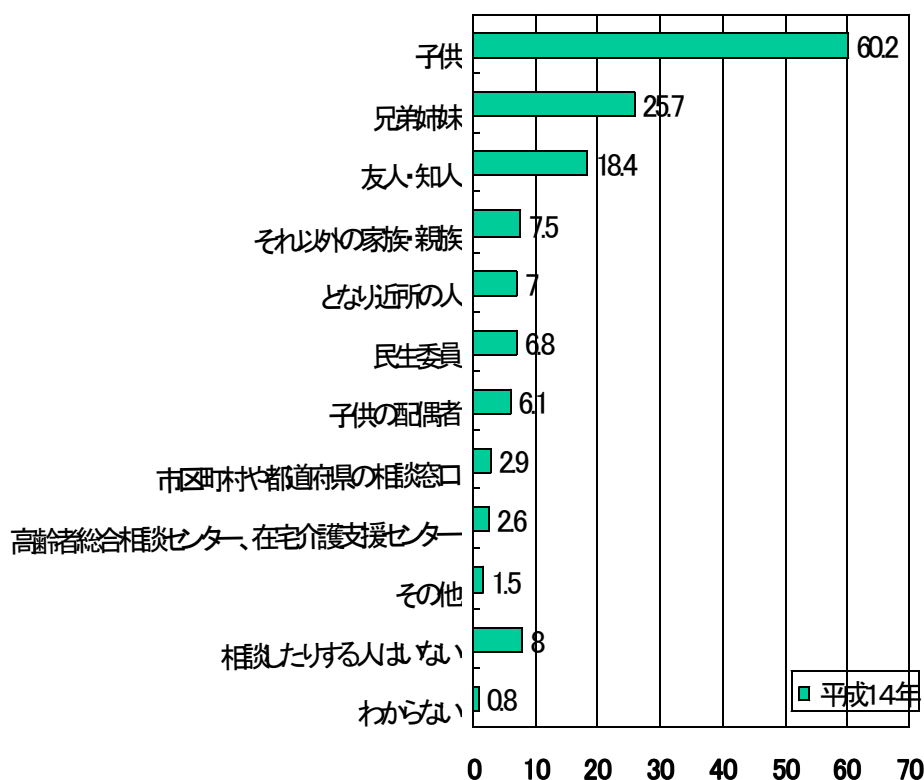
## 独り暮らしの場合

定年前は、病気、家計、近所付き合いなどから発生する悩みごとについて、職場の上司や同僚などに相談することができました。ところが、定年後は公務との関係が切れるので、身近に相談できる友人などを作っておく必要があります。

さらに、加齢とともに健康不安も拡大していきます。病気にならないように普段の健康管理に気を配ることは当然ですが、いつなにか病気になるか分かりません。そのためには、住居の近くの開業医などと、日常的に健康相談に乗ってもらえるような関係を築いておく必要があります。

また、健康を損ねた場合に備え、皆さんの財産などを管理してくれる人を決めておくことも重要です。同居していない子供、親類、成年後見制度の活用など様々な選択肢の中から、皆さんに最も適切なものを考えてみてください。

平成14年に内閣府が実施した「一人暮らし高齢者に関する意識調査」(65歳以上の一人暮らしの者を対象に調査)によると、「心配ごとの相談相手」については、「子供」が60.2%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」が25.7%、「友人・知人」が18.4%となっています。



#### (4) 相続と遺言

どんなに元気な人でも、いつかは人生にピリオドを打つ日がやってきます。そして遺産相続は、お金持ちだけの問題ではありません。相続税がかからなくても、残された自宅や土地などをめぐって「争族」が起こっているのが実情です。貴重な財産が、配偶者や子供にスムーズに受け継がれるようにあらかじめ話し合うなどして、遺言書を作成しておくことも一案です。

なお、葬儀の生前予約やお墓を生前に建てておくことなども考えられます。これらの情報については、子供や親類などに必ず伝えておくことが必要でしょう。

#### 相続人の範囲と順位

配偶者

子〔孫〕 実子及び養子。

直系尊属（父母・祖父母）

兄弟姉妹〔甥・姪〕

#### 【被相続人との関係による法定相続分の例】

相続人	法定相続分
配偶者のみ又は子のみ	全部
配偶者と子1人	配偶者 1 / 2 子 1 / 2
配偶者と子2人	配偶者 1 / 2 子 1 / 4 ずつ
配偶者と両親	配偶者 2 / 3 両親 1 / 6 ずつ
配偶者と兄弟 子2人	配偶者 3 / 4 兄弟 1 / 4 を等分 子 1 / 2 ずつ
両親のみ	父、母 1 / 2 ずつ
兄弟姉妹のみ	人数で等分

遺言は、15歳以上の人ができる、一定の様式を備えていなければならないなどの条件があります。また、遺言の撤回はいつでもできます。

### 【遺言書の種類】

自筆証書遺言	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直筆で遺言書を書き氏名・日付・押印をし、自分で保管</li> <li>2 ワープロ作成は不可</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡単に作成、誰にも知られない</li> <li>2 方式の不備で無効になることも</li> <li>3 開封には家裁の検認が必要</li> </ol>
公正証書遺言	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証人2人。公証役場で本人口述、公証人が書く</li> <li>2 原本は20年間公証役場で保管</li> <li>3 印鑑証明・身元確認の資料が必要</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘密裏に遺言が作成できない</li> <li>2 公証人の手数料がかかる</li> <li>3 開封には家裁の検認は不要</li> </ol>
秘密証書遺言	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人が作成し封印、公証役場で証明</li> <li>2 ワープロ作成、代筆可</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 内容の秘密を保持できる</li> <li>2 内容の不備で無効になることも</li> <li>3 開封には家裁の検認が必要</li> </ol>

実際に遺言書を作成する際は、弁護士等専門家に相談して作成することをお勧めします。

平成13年に内閣府が実施した「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(60歳以上の者を対象に調査)によると、「土地、家屋などの資産を老後にどう利用するか」の質問に対し、「資産はできるだけ子孫のために残してやる方がよい」の意見に近い者が65.5%、「資産は自分の老後を豊かにするために活用(売却、賃貸など)する方がよい」の意見に近い者が32.2%であった。

#### (5) 地域社会との関係

定年後は、居住地域で過ごす時間が定年前に比べると多くなります。皆さんの中には、既に居住地域との関係を構築している人もいるでしょうが、転勤の繰り返しや公務が多忙であったことなどにより、定年後に初めて居住地域を意識することになる人も多いと思います。

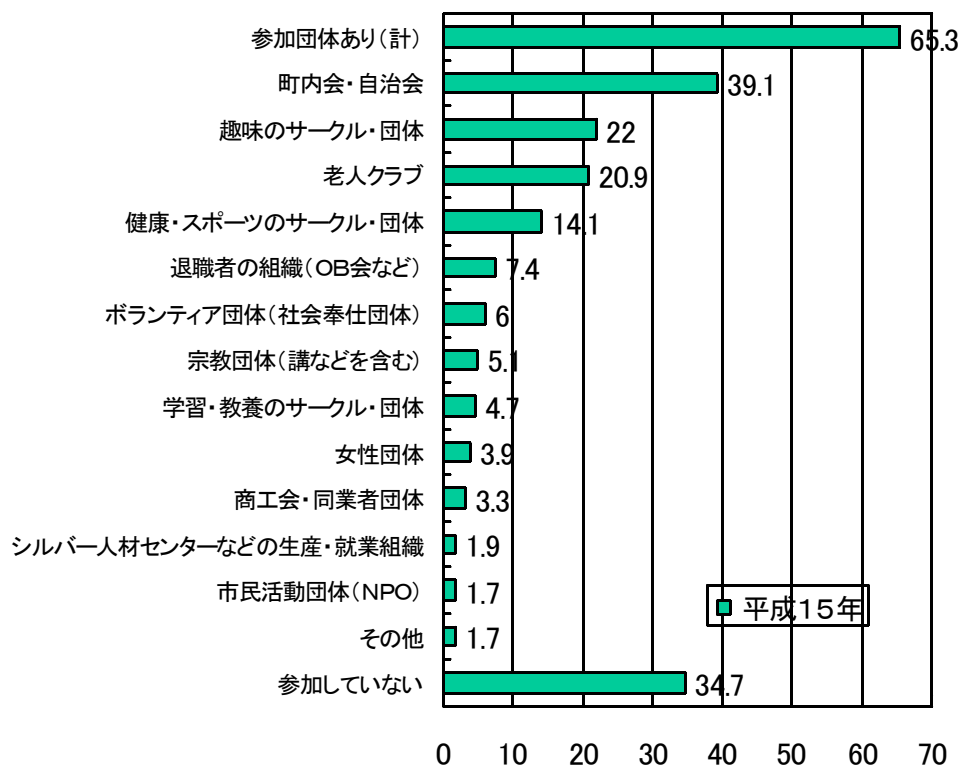
ところで、皆さんの中には「居住地域との関係を作れ」と言われても、どのようにしたらよいのかが分からない人も多いと思います。要するに、普段の近所付き合いの延長線上にあるものですが、定年前までは積極的に取り組まなくても自身にとってはあまり影響がありませんでした。定年後も近所付き合いはしたくないという人もいるかもしれませんが、公務との関係が急速になくなる中、定年後の生活空間として、これまで以上に長く過ごすことになる居住地域と何の関わりもなく生活することは、かえって息苦しくなるのではないのでしょうか。

居住地での町内会活動、趣味やスポーツのサークル活動、相互扶助活動などを通して生活に充実感を持てるかも知れませんが、公務という職場の人間関係をなくした喪失感を払しょくする新たな人間関係を作れるかも知れません。

また、定年前は、時間などの制約により難しかったボランティア活動などを介し、皆さんが公務で長年培ってきた知識、経験、能力などを地域社会へ還元することもできます。定年後は、とにかく家庭に引き籠もるのではなく、積極的に社会へ出ていった方が意義ある生活を送れます。

平成 15 年に内閣府が実施した「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(60 歳以上の者を対象に調査)によると、「地域活動に参加したい」とする者は 47.7%に達しています。

また、「現在参加している団体や組織があるか」との問いに対しては、65.3%の者が「参加団体あり」と答え、参加団体としては「町内会・自治会」を挙げる者が最も多くなっています。



## 第2章 定年後の収入と支出

### 1 退職手当制度の概要

退職手当は、職員が退職した場合に国家公務員退職手当法(以下「退手法」という。)に基づいて支給されます。退手法は平成17年10月に改正され、平成18年4月から施行されています。退職手当は、次のように計算されます。

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職日現在の俸給月額} \times \text{退職事由別・勤続期間別支給率)} \\ + \text{調整額}$$

<注> 1円未満の端数は切り捨てます。

なお、次の場合の退職は退職手当が支給されません。

- ・ 懲戒免職処分(退手法第8条第1項第1号)
- ・ 失職(成年被後見人、被保佐人を除く)(同法第8条第1項第2号)
- ・ 刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前(この場合、禁錮以上の刑に処せられないことが確定した場合は、遡及支給)(同法第12条第1項)

上記のほか、退職手当受給後に在職中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長は、その支給した一般の退職手当等の全部又は一部を返納させることができます(同法第12条の3)。

#### (1) 俸給月額

俸給月額は、俸給と俸給の調整額をいいます。(調整手当、扶養手当、俸給の特別調整額等の諸手当は含みません。)

なお、退職の日に休職、停職、減給その他の理由により、俸給の一部又は全部が支給されていない場合には、これらの理由がないと仮定した場合にその職員が受けるべき俸給月額が退職手当の算定基礎となります。

「定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例」(退手法第5条の3)

整理、公務上の傷病若しくは死亡、又はその者の非違によらない勸奨により退職した者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上(定年が60歳であれば、50歳以上)であるものには、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例が適用され、次に掲げる算式による特例俸給月額となります。

特例俸給月額 = 退職日の俸給月額 × { 1 + ( 2 % × 定年年齢までの残年数 ) }

<注> 一般職給与法の指定職俸給表 4 号俸相当以上の者については、1 年当たりの割増率が 2 % から 1 % に減じられ、同法指定職俸給表 6 号俸相当以上の者については同割増が不適用となっています。

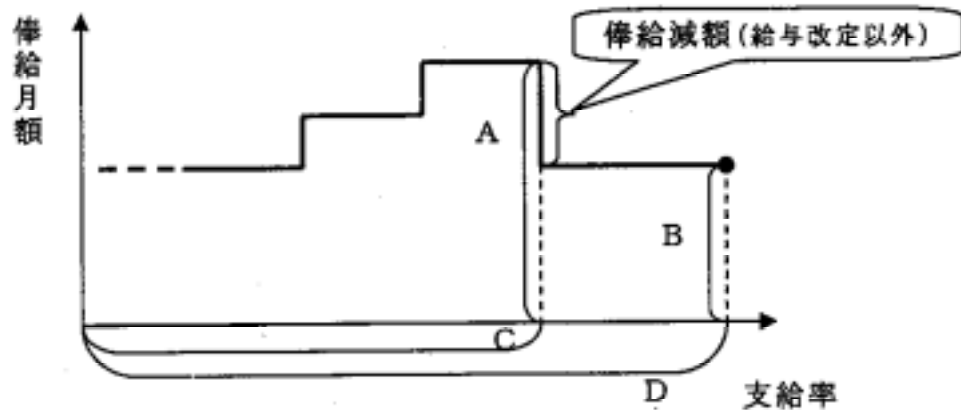
【 60 歳定年、10 月 2 日誕生日の職員の場合の特例】			
退職日			
58 歳の誕生日の前々日	9/30		6%
58 歳の誕生日の前日	10/ 1	58 歳	4%
58 歳の誕生日	10/ 2		
59 歳の誕生日の前々日	9/30		
59 歳の誕生日の前日	10/ 1	59 歳	2%
59 歳の誕生日	10/ 2		
一定期間該当日前	4/ 1		
一定期間該当日	4/ 2		特例措置適用なし
60 歳の誕生日の前々日	9/30		
60 歳の誕生日の前日	10/ 1	60 歳・定年到達日	
60 歳の誕生日	10/ 2		
	3/31	定年退職日	

「俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例」（退手法第 5 条の 2）

在職期間中に、俸給月額の減額改定以外の理由（降格、俸給表間異動等）により俸給月額が減額されたことがある場合は、減額前俸給月額が退職日俸給月額よりも多いときは、次のように退職手当の基本額の計算方法の特例を適用します。

【退職手当の基本額の計算方法の特例】

退職手当の基本額 = 減額前俸給月額 × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 + 退職日俸給月額 × (退職日までの勤続期間に応じた支給率 - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率)



$$\text{退職手当額} = A \times C + B \times (D - C) + \text{調整額}$$

定年前早期退職者特例措置の対象者は、「減額前俸給月額」と「退職日俸給月額」の両方が割増の対象となります。

(2) 勤続期間

勤続期間は、(1)の俸給月額とともに、退職手当の計算の基本的な要素です。

勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間により計算されます。この場合の計算は、月単位で行います(月の途中での採用、退職は、その月を1月として扱います。)。職員としての「引き続いた在職期間」には、地方公共団体や退手法施行令で定める公庫等における勤務期間、出向期間が通算されます。

ただし、次の場合には、その期間の全部又は一部を在職期間から除算したものが勤続期間となります。

<その2分の1の期間を除算するもの>

私傷病による休職、刑事休職及び一部の研究休職の期間

懲戒処分としての停職の期間

育児休業の期間（ただし、1歳に達した日の属する月までの期間は3分の1を除算する。）

<その期間をすべて除算するもの>

職員団体専従の期間

次に、除算期間の計算例を掲げます。

【3月30日から8月29日まで休職等の例】

この期間が休職又は停職処分であった場合  
この期間が職員団体専従期間であった場合 } の除算期間

3月と8月は1日以上勤務日があるので除算の対象とならない。

4月から7月までの4月間が除算期間の対象となる。

したがって、 の場合

除算期間 = 4月 × 1 / 2 = 2月

の場合

除算期間 = 4月

(3) 退職事由

退職の態様としては、自己都合、死亡、傷病、勸奨、定年、官署の移転、整理による退職があります。死亡、傷病による退職については、公務上とそれ以外とに区分され、さらに、公務上以外の傷病による退職については、通勤によるものと私傷病によるものに区分されています。

退職事由別勤続年数別の退職手当支給率は26頁の表を参照してください。

勸奨退職、定年退職の場合の支給率は、勤続20年未満、20年から25年未満、25年以上によって適用が異なりますので注意してください。



#### (4) 調整額

調整額は、在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める額のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額です。

#### 退職手当の調整額の算定方法

区分	対応する職員	調整月額	区分	対応する職員	調整月額
1	指定職（6号俸以上） これに相当する職員	79,200 円	6	行（一）7級 これに相当する職員	41,700 円
2	指定職（5号俸以下） これに相当する職員	62,500 円	7	行（一）6級 これに相当する職員	33,350 円
3	行（一）10級 これに相当する職員	54,150 円	8	行（一）5級 これに相当する職員	25,000 円
4	行（一）9級 これに相当する職員	50,000 円	9	行（一）4級 これに相当する職員	20,850 円
5	行（一）8級 これに相当する職員	45,850 円	10	行（一）3級 これに相当する職員	16,700 円
			11	その他の職員（非常勤職員を含む。）	0 円

（注1）区分10の調整月額が適用されるのは、勤続25年以上退職者の場合に限る。

（注2）勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

(5) 退職手当の計算例

【定年退職で在職中に休職期間のある例】

退職日の俸給月額 行(一) 5級73号俸 395,900円

在職期間 採用年月日 昭和43年(1968年)4月4日

昇格年月日 平成15年(2003年)4月1日 7級(旧法)

退職年月日 平成19年(2007年)3月31日

私傷病による休職期間 除算対象期間 7月間

勤続期間 (2007年3月) - (1968年4月) - 除算期間(7月÷2) = 38年8.5月  
端数切り捨て 38年

退職事由別勤続期間別支給率 59.28 (25年以上勤続、定年退職)

退職手当支給額 = 退職時の俸給月額 × 59.28 + 調整額

$$= 395,900円 \times 59.28 + (25,000円 \times 48月 + 20,850円 \times 12月) = 24,017,758円$$

【定年の2歳前における勸奨による退職の例】

退職日の俸給月額 行(一) 5級73号俸 395,900円

在職期間 採用年月日 昭和46年(1971年)4月1日

昇格年月日 平成15年(2003年)4月1日 7級(旧法)

退職年月日 平成19年(2007年)3月31日

定年年齢までの残年数 2年

勤続期間 (2007年3月) - (1971年4月) = 38年

退職事由別勤続期間別支給率 59.28 (25年以上勤続、勸奨退職)

退職手当支給額 = 特例俸給月額(退職時の俸給 × (1 + 2% × 2)) × 59.28  
+ 調整額

$$= 395,900円 \times (1 + 2\% \times 2) \times 59.28 + (25,000円 \times 48月 + 20,850円 \times 12月) = 25,857,910円$$

平成17年の改正に伴い、次のような経過措置等があります。

#### 国営企業等の特例

国有林野事業を行う国の経営する企業、特定独立行政法人及び日本郵政公社（国営企業等）の職員の退職手当については、施行日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（適用日）から適用する。

#### 新制度切替日の前日額の保障

$\text{新法等退職手当額} < \text{新制度切替日前日額}$ （新制度切替日前日、つまり平成18年3月31日に仮に退職したとした場合の退職手当額）となる場合には、将来にわたって新制度切替日前日額が保障されます。

#### 施行日後3年間の抑制措置

平成21年3月31日までに新制度適用職員として退職し、

$\text{新法等退職手当額} > \text{旧法等退職手当額}$ （旧制度が維持されたと仮定して算定。ただし、算定基礎は新制度切替日前日の俸給月額で算定）となる場合については、以下のとおり、一定額を新法退職手当額から控除する。

- ア 平成18年4月1日～21年3月31日までの退職者で勤続25年以上の者  
「調整額の5%」又は「新法等退職手当額と旧法等退職手当額の差額」のいずれか少ない額（10万円上限）
- イ 平成18年4月1日～19年3月31日までの退職者で勤続24年以下の者  
「調整額の70%」又は「新法等退職手当額と旧法等退職手当額の差額」のいずれか少ない額（100万円上限）
- ウ 平成19年4月1日～21年3月31日までの退職者で勤続24年以下の者  
「調整額の30%」又は「新法等退職手当額と旧法等退職手当額の差額」のいずれか少ない額（50万円上限）

#### 【経過措置に伴う退職手当額の計算例】

##### （例1）

退職日 平成19年3月31日（60歳）定年退職  
退職時俸給月額 行（一）6級65号俸 418,100円  
支給率 勤続42年のため 59.28  
採用日 昭和40年4月1日  
生年月日 昭和22年1月1日  
略歴 平成12年4月1日 行（一）8級（旧法）  
平成18年3月31日 行（一）8級21号俸（旧法） 449,600円

- 1 新法等退職手当額を算定  
調整額区分の高いところから 60月分 7区分：60月

$$418,100 \times 59.28 + 33,350 \times 60 = 24,784,968 + 2,001,000 = 26,785,968 \text{ 円}$$

2 新制度切替日前日額を算定

$$449,600 \times 59.28 = 26,652,288 \text{ 円} \quad 1 \text{ の方が高い}$$

3 旧法等退職手当額を算定（勤続年数が 35 年を超えているため支給率は変わらない。）

$$449,600 \times 59.28 = 26,652,288 \text{ 円} \quad 1 \text{ の方が高い}$$

4 退職手当額を算定（上記経過措置の のアに該当）

$$\text{調整額の 5 \% に相当する額} = 2,001,000 \times 0.05 = 100,050 \text{ 円}$$

$$\text{新法 - 旧法の差額} = 26,785,968 - 26,652,288 = 133,680 \text{ 円}$$

いずれか少ない額は、100,050 円

ただし、10 万円を超えているため控除額は 100,000 円となる

$$\text{退職手当額} = 26,785,968 - 100,000 = 26,685,968 \text{ 円}$$

（例 2）

退職日 平成 19 年 3 月 31 日（57 歳）勸奨退職

退職時俸給月額 行（一）8 級 33 号俸 473,000 円

支給率 勤続 39 年のため 59.28

採用日 昭和 43 年 4 月 1 日

生年月日 昭和 25 年 1 月 1 日

略歴 平成 12 年 4 月 1 日 行（一）9 級（旧法）

平成 17 年 4 月 1 日 行（一）10 級（旧法）

平成 18 年 3 月 31 日 行（一）10 級 14 号俸（旧法）504,200 円

1 新法等退職手当額を算定

調整額区分の高いところから 60 月分 5 区分：24 月、6 区分：36 月

$$(473,000 \times (1 + 0.06)) \times 59.28 + (45,850 \times 24 + 41,700 \times 36)$$

$$= 29,721,806.4 + 2,601,600 = 32,323,496.4 \text{ 円}$$

2 新制度切替日前日額を算定

$$(504,200 \times (1 + 0.08)) \times 59.28 = 32,280,094.08 \text{ 円} \quad 1 \text{ の方が高い}$$

3 旧法等退職手当額を算定（勤続年数が 35 年を超えているため支給率は変わらない。）

$$(504,200 \times (1 + 0.06)) \times 59.28 = 31,682,314.56 \text{ 円} \quad 1 \text{ の方が高い}$$

4 退職手当額を算定（上記経過措置の のアに該当）

$$\text{調整額の 5 \% に相当する額} = 2,601,600 \times 0.05 = 130,080 \text{ 円}$$

$$\text{新法 - 旧法の差額} = 32,323,496.4 - 31,682,314.56 = 641,091.84 \text{ 円}$$

いずれか少ない額は、130,080 円

ただし、10 万円を超えているため控除額は 100,000 円となる

$$\text{退職手当額} = 32,323,496.4 - 100,000 = 32,223,496.4 \text{ 円}$$

（1 円未満の端数斬り捨て）

## 国家公務員退職手当支給率一覧

(平成 18 年 4 月 1 日から)

勤続年数	自己都合	公務外傷病 11 年未満の 公務外死亡・通勤 災害傷病・定年等	勤務官署の移転 11 年以上 25 年未満の 公務外死亡・通勤災害 傷病・定年・勸奨等	整理・公務上傷病・公務上 死亡 25 年以上公務外死亡・通勤 災害傷病・定年・勸奨等
1	0.6	1.0	1.25	1.5(3.6a)
2	1.2	2.0	2.5	3.0(4.5a)
3	1.8	3.0	3.75	4.5(5.4a)
4	2.4	4.0	5.0	6.0(5.4a)
5	3.0	5.0	6.25	7.5
6	3.6	6.0	7.5	9.0
7	4.2	7.0	8.75	10.5
8	4.8	8.0	10.0	12.0
9	5.4	9.0	11.25	13.5
10	6.0	10.0	12.5	15.0
11	8.88	11.1	13.875	16.65
12	9.76	12.2	15.25	18.3
13	10.64	13.3	16.625	19.95
14	11.52	14.4	18.0	21.6
15	12.4	15.5	19.375	23.25
16	15.39	17.1	21.375	24.9
17	16.83	18.7	23.375	26.55
18	18.27	20.3	25.375	28.2
19	19.71	21.9	27.375	29.85
20	23.5	24.44	30.55	32.76
21	25.5	26.52	32.63	34.476
22	27.5	28.6	34.71	36.192
23	29.5	30.68	36.79	37.908
24	31.5	32.76	38.87	39.624
25	33.5	34.84	41.34	41.34
26	35.1	36.504	43.212	43.212
27	36.7	38.168	45.084	45.084
28	38.3	39.832	46.956	46.956
29	39.9	41.496	48.828	48.828
30	41.5	43.16	50.7	50.7
31	42.7	44.408	52.572	52.572
32	43.9	45.656	54.444	54.444
33	45.1	46.904	56.316	56.316
34	46.3	48.152	58.188	58.188
35	47.5	49.4	59.28	59.28
36	48.7	49.4	59.28	59.28
37	49.9	49.9	59.28	59.28
38	51.1	51.1	59.28	59.28
39	52.3	52.3	59.28	59.28
40	53.5	53.5	59.28	59.28
41	54.7	54.7	59.28	59.28
42	55.9	55.9	59.28	59.28
43	57.1	57.1	59.28	59.28
44	58.3	58.3	59.28	59.28
45	59.28	59.28	59.28	59.28

<注>1 ( )内は、最低保障である。a は、基本給月額を示し、基本給月額とは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当（又はこれに相当する手当）の月額の合計額をいう。

2 20 年以上の長期勤続者については、法附則第 21 項から第 23 項又は昭和 48 年法律第 30 号附則第 5 項から第 7 項の特例による支給率である。

## 国家公務員退職手当支給率一覧 (平成16年10月1日～18年3月31日まで)

勤続年数	自己都合	公務外傷病 20年未満の 公務外死亡・通勤 災害傷病・定年等	勤務官署の移転 20年以上25年未満の 公務外死亡・通勤災害 傷病・定年・勸奨等	整理・公務上傷病・公務上 死亡 25年以上 公務外死亡・通勤 災害傷病・定年・勸奨等
1	0.6	1.0	1.25	1.5(3.6a)
2	1.2	2.0	2.5	3.0(4.5a)
3	1.8	3.0	3.75	4.5(5.4a)
4	2.4	4.0	5.0	6.0(5.4a)
5	3.0	5.0	6.25	7.5
6	4.5	6.0	7.5	9.0
7	5.25	7.0	8.75	10.5
8	6.0	8.0	10.0	12.0
9	6.75	9.0	11.25	13.5
10	7.5	10.0	12.5	15.0
11	8.88	11.1	13.875	16.65
12	9.76	12.2	15.25	18.3
13	10.64	13.3	16.625	19.95
14	11.52	14.4	18.0	21.6
15	12.4	15.5	19.375	23.25
16	13.28	16.6	20.75	24.9
17	14.16	17.7	22.125	26.55
18	15.04	18.8	23.5	28.2
19	15.92	19.9	24.875	29.85
20	21.0	21.84	27.3	32.76
21	22.2	23.088	28.86	34.632
22	23.4	24.336	30.42	36.504
23	24.6	25.584	31.98	38.376
24	25.8	26.832	33.54	40.248
25	33.75	35.1	35.1	42.12
26	35.25	36.66	36.66	43.992
27	36.75	38.22	38.22	45.864
28	38.25	39.78	39.78	47.736
29	39.75	41.34	41.34	49.608
30	41.25	42.9	42.9	51.48
31	42.5	44.2	44.2	53.04
32	43.75	45.5	45.5	54.6
33	45.0	46.8	46.8	56.16
34	46.25	48.1	48.1	57.72
35	47.5	49.4	49.4	59.28
36	48.75	49.4	49.4	59.28
37	50.0	50.0	50.0	59.28
38	51.25	51.25	51.25	59.28
39	52.5	52.5	52.5	59.28
40	53.75	53.75	53.75	59.28
41	55.0	55.0	55.0	59.28
42	56.25	56.25	56.25	59.28
43	57.5	57.5	57.5	59.28
44	58.75	58.75	58.75	59.28
45	59.28	59.28	59.28	59.28

- <注>1 ( )内は、最低保障である。a は、基本給月額を示し、基本給月額とは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当（又はこれに相当する手当）の月額の合計額をいう。
- 2 20年以上の長期勤続者については、法附則第21項から第23項又は昭和48年法律第30号附則第5項から第7項の特例による支給率である。

(6) 退職手当に係る税金

退職所得は、他の所得とは合算せずに切り離して税額を計算します。

所得税の計算

<課税対象額の計算>

$$(\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税対象額}$$

<退職所得控除額の計算方式> (勤続年数について1年未満の端数は切り上げます。)

勤続期間が20年以下の場合

$$\text{勤続年数} \times 40 \text{万円} (\text{退職所得控除額が} 80 \text{万円未満の場合には、} 80 \text{万円})$$

勤続年数が20年を超える場合

$$(\text{勤続年数} - 20) \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円}$$

この計算式から得た「**課税対象額**」に、所得税が課税されます。

所得税の税率

課税対象額	税率	控除額
330万円以下	10%	-
330万円超 900万円以下	20%	33万円
900万円超 1,800万円以下	30%	123万円
1,800万円超	37%	249万円

**課税対象額** × 税率 - 控除額

例1：勤続38年で退職手当額が

2,500万円の場合

$$\text{退職所得控除額} = (38 - 20) \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円} = 2,060 \text{万円}$$

$$\text{課税対象額} = (2,500 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = 220 \text{万円}$$

$$\text{税額} = 220 \text{万円} \times 0.1 = 22 \text{万円}$$

例2：勤続38年で退職手当額が3,000万円の場合

$$\text{退職所得控除額} = (38 - 20) \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円} = 2,060 \text{万円}$$

$$\text{課税対象額} = (3,000 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = 470 \text{万円}$$

$$\text{税額} = 470 \text{万円} \times 0.2 - 33 \text{万円} = 61 \text{万円}$$

## 住民税の計算

退職手当額から所得税の場合と同様に退職所得控除額控除後の金額を求め、退職所得に係る住民税（道（府県）民税、市（町村）民税）の特別徴収税額表を適用して具体的な金額を求めます。（資料編：参考151頁「退職所得に係る税関係」参照）

### 例1のケース：

退職所得控除額控除後の金額 = 2,500万円 - 2,060万円 = 440万円

上記金額が440～442万円の間なので、

都道府県民税 = 3.96万円

市町村民税 = 6.84万円

合 計 = 10.8万円

### 例2のケース：

退職所得控除額控除後の金額 = 3,000万円 - 2,060万円 = 940万円

上記金額が800～1,400万円の間なので、

都道府県民税 = 940万円 × 0.9% = 8.46万円

市町村民税 = 940万円 × 3.6% - 9万円 = 24.84万円

合 計 = 33.38万円



(7) 退職手当取額計算書

新法等退職手当額の算定

ア 勤続年数

退職(予定)年月	年 月	満 歳	採用年月	年 月
勤続年数	年 月 a			

除算期間

除算対象期間	除算率*	除算年月 b	*休職 1/2、職員団体専従期間 1/1
年 月		年 月	
年 月		年 月	

退職手当法上の勤続期間 = 勤続年月数 a - 除算年月数 b      手当計算上勤続年数  
□      □      \_\_\_\_\_年(端数切り捨て)

税法上の勤続年数 = 勤続年数      c \_\_\_\_\_年(端数切り上げ)

<注> 税法上の勤続年数の扱いとしては、職員団体専従期間はすべて除算するが、休職期間は除算せず、全休職期間を勤続年数として含める。

イ 退職事由

定年      勸奨      自己都合      その他

ウ 支給率

アとイをもとに 26 頁の「国家公務員退職手当支給率一覧」の支給率 \_\_\_\_\_ d

エ 退職日の俸給月額      □      円 e

勸奨でかつ定年前 10 年以内の場合

$e \times \{ 1 + 2\% \times (\text{定年年齢} - \text{退職時年齢}) \} =$       □      円 f

オ 調整額

在職期間のうち、その調整月額の高い方から 60 月分の合計額を加算

□      円      ×      □      月      +      □      円      ×      □      月      =      □      円 g

以上により

e 又は f 退職日の俸給月額	d 支給率	+	g 調整額	=	A 退職手当支給額
<input style="width: 100px;" type="text"/> 円	<input style="width: 100px;" type="text"/>		<input style="width: 100px;" type="text"/>		<input style="width: 100px;" type="text"/> 円

新制度切替日前日額の算定

ア 新制度切替日前日の俸給月額（資料編 1 3 5 頁参照）  円 h

勸奨でかつ定年前 10 年以内の場合

$h \times \{ 1 + 2 \% \times (\text{定年年齢} - \text{退職時年齢}) \} =$   円 i

イ のアとイをもとに 2 7 頁の「国家公務員退職手当支給率一覧」の支給率 \_\_\_\_\_ j  
（勤続年数は切替日前日までの年数）

以上により

h 又は i 退職日の俸給月額	j 支給率	=	B 退職手当支給額
<input style="width: 100px;" type="text"/> 円	<input style="width: 100px;" type="text"/>		<input style="width: 100px;" type="text"/> 円

退職日現在の旧法等退職手当額の算定

ア 新制度切替日前日の俸給月額（資料編 1 3 5 頁参照）  円 k

勸奨でかつ定年前 10 年以内の場合

$k \times \{ 1 + 2 \% \times (\text{定年年齢} - \text{退職時年齢}) \} =$   円 l

イ のアとイをもとに 2 7 頁の「国家公務員退職手当支給率一覧」の支給率 \_\_\_\_\_ m  
（勤続年数は退職日までの年数）

以上により

k 又は l 退職日の俸給月額	m 支給率	=	C 退職手当支給額
<input style="width: 100px;" type="text"/> 円	<input style="width: 100px;" type="text"/>		<input style="width: 100px;" type="text"/> 円

退職手当額を算定

24頁の経過措置等を参考にし、 $A < B \cdot C$ であれば の切替日前日額の保障により、 $B$ 又は $C$ の額になります。また、 $A > B \cdot C$ なら の抑制措置により調整した額となります。

退職手当に係る税額

$$\begin{aligned}
 \text{課税対象額} &= \text{退職手当支給額} - \text{退職所得控除額} \\
 &= (A \text{ [ ] 円} - \text{ア [ ] 万円}) \times 1/2 \\
 &= \text{ [ ] 円} \quad (\text{1000円未満は切り捨て}) \\
 & \quad B \text{ [ ] 円}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 c \text{ が } 20 \text{ 年超 (勤続年数 } c \text{ [ ] - } 20) \times 70 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} &= \text{ア [ ] 万円} \\
 20 \text{ 年以下 } \quad c \text{ [ ] } \times 40 \text{ 万円} &= \text{ア [ ] 万円}
 \end{aligned}$$

ア 所得税 (28頁所得税の計算参照)

$$\text{所得税} = B \text{ [ ] 円} \times \text{税率 [ ] \%} - \text{控除額 [ ] 万円} = \text{イ [ ] 円}$$

イ 住民税 (29頁住民税の計算参照)

$$\text{道府県民税} = A \text{ [ ] 円} - \text{ア [ ] 万円} = \text{ [ ] 円} * \text{ウ [ ] 円}$$

$$\text{市町村民税} = A \text{ [ ] 円} - \text{ア [ ] 万円} = \text{ [ ] 円} * \text{イ [ ] 円}$$

\* 退職所得に係る住民税の特別徴収税額表を適用(29頁及び資料編152頁：参考「退職所得に係る税関係」を参照)

退職手当の税引き後の手取額

$$\text{退職手当支給額 } A \text{ [ ] 円} - \text{税額 (イ+ウ+イ) [ ] 円} = \text{税引後手取額 [ ] 円}$$

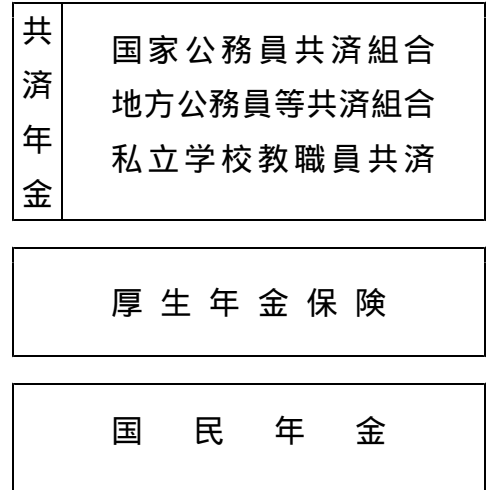
## 2 退職共済年金制度の概要

### (1) 公的年金制度

我が国における公的年金制度は、右図のとおり3種5制度に分かれています。

#### <基礎年金制度>

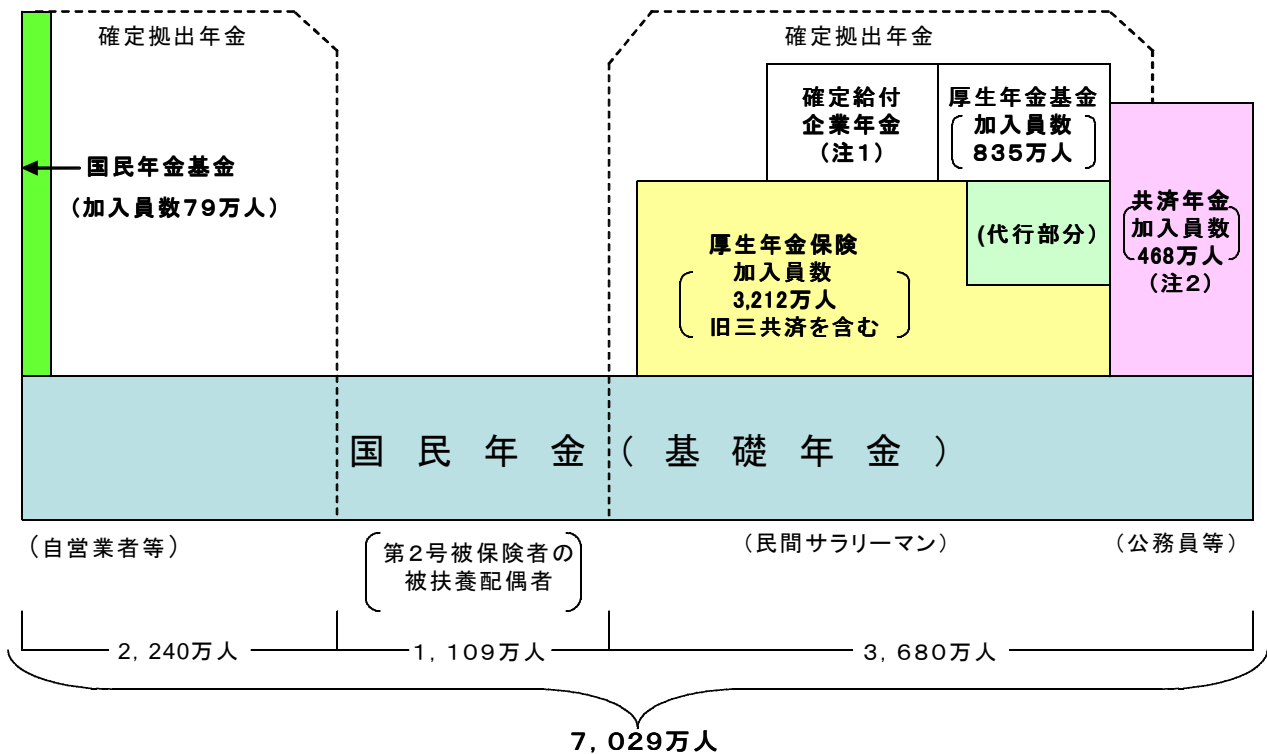
昭和61年4月1日以降、共済組合の組合員は、共済年金とともに国民年金にも加入することになり、同時に二つの年金制度の適用を受けることになっています。



共済年金は、国民年金の上乗せとして報酬に比例した年金を支給する制度です。

### 年金制度の体系

(平成16年3月末現在)



(注1) 確定給付企業年金は、平成14年4月から実施。適格退職年金(加入者数777万人)については、10年以内に他の企業年金等に移行  
(注2) 農林共済(加入者数45万人)は平成14年4月から厚生年金に統合

(平成17年版 厚生労働白書より)

## (2) 退職共済年金制度

退職共済年金は、65歳から支給される建前になっていますが、当分の間、特例により「特別支給の退職共済年金」が60歳から支給され、65歳に達した時点からは特別支給に代わって、新たな手続きにより「本来支給の退職共済年金」が支給されます。

特別支給の退職共済年金	60歳から支給
本来支給の退職共済年金	65歳から支給

特別支給の退職共済年金(60歳から65歳に達するまでの間の年金)

### ア 受給要件

次の3つの要件を満たした場合には、特別支給の退職共済年金が65歳に達するまで支給されます。ただし、フルタイムで再任用された場合など共済組合員である期間は原則として年金の支給は停止されます。

- a 60歳に達していること(昭和28年4月2日以後に生まれた者は36頁からの【生年月日別の支給される年金の種類(いずれも配偶者が年下で加給年金の受給要件を満たしているものと仮定)】を参照のこと。)
- b 組合員期間等\*が25年以上あること(特例あり。下記の表参照)
- c 組合員期間が1年以上あること

\* 公的年金制度に加入していた期間(共済組合の組合員期間、国民年金や厚生年金保険の被保険者期間等)を合算した期間

### 【受給資格期間の特例】

生 年 月 日	受給資格期間*
昭和27年4月1日以前	20年
27年4月2日 ~ 28年4月1日	21年
28年4月2日 ~ 29年4月1日	22年
29年4月2日 ~ 30年4月1日	23年
30年4月2日 ~ 31年4月1日	24年

\* 受給資格期間は、公的年金制度に加入していた期間のうち、国民年金を除いた共済組合又は厚生年金保険に加入していた期間を合算した期間

## イ 年金支給開始年齢

特別支給については、平成 13 年度から定額部分及び加給年金の支給開始年齢が引き上げられ、さらに、平成 25 年度から厚生年金相当額部分、職域加算部分の支給開始年齢が引き上げられます。その結果、昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの者には、特別支給の退職共済年金は次の場合を除き支給されなくなります

退職していて、かつ、次のいずれかの要件を満たしている者には、下記ウの a ~ d の年金が支給されます。

- ・ 障害の程度が 3 級以上の等級に該当する者            障害者特例
- ・ 組合員期間が 44 年以上ある者                        長期加入者特例

## ウ 支給される年金の種類

その者の生年月日により、下記のとおり年金が支給されます。

### a 定額

65 歳からの基礎年金に相当する年金で、60 歳から段階的引上げ中で、昭和 24 年 4 月 2 日以降生まれの人からは支給されなくなります。

### b 厚生年金相当額

民間被用者の厚生年金に相当する年金で、厚生年金と同じ給付設計となっています。この年金についても現在は 60 歳から支給されていますが、昭和 28 年 4 月 2 日以降生まれの人から段階的に 65 歳に引き上げられ、昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの人からは 65 歳支給となります。

### c 職域加算額

公務の特殊性、民間における企業年金の普及状況等が考慮され、昭和 61 年 4 月の基礎年金制度の導入と同時に創設された年金制度で、給付水準は厚生年金の 2 割程度となっています。

### d 加給年金額

組合員期間 20 年以上の年金受給者に 65 歳未満の被扶養配偶者や 18 歳までの子供がいる場合に支給される年金

【生年月日別の支給される年金の種類（いずれも配偶者が年下で加給年金の受給要件を満たしている場合を想定）】

昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの者（平成 12 年度以前に 60 歳に達する者）

60 歳	65 歳	配偶者 65 歳
加給年金額	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
定額	老齡基礎年金（本人分）	
		老齡基礎年金（配偶者分）
※特別支給の退職共済年金※		本来支給の退職共済年金

昭和 16 年 4 月 2 日～ 18 年 4 月 1 日生まれの者（平成 13～14 年度に 60 歳に達する者）

60 歳	61 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金（本人分）	
			老齡基礎年金（配偶者分）

昭和 18 年 4 月 2 日～ 20 年 4 月 1 日生まれの者（平成 15～16 年度に 60 歳に達する者）

60 歳	62 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金（本人分）	
			老齡基礎年金（配偶者分）

昭和 20 年 4 月 2 日～ 22 年 4 月 1 日生まれの者（平成 17～18 年度に 60 歳に達する者）

60 歳	63 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金（本人分）	
			老齡基礎年金（配偶者分）

昭和 22 年 4 月 2 日～ 24 年 4 月 1 日生まれの者（平成 19～20 年度に 60 歳に達する者）

60 歳	64 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金（本人分）	
			老齡基礎年金（配偶者分）

昭和 24 年 4 月 2 日 ~ 28 年 4 月 1 日生まれの者 (60 歳に達した段階から支給)

60 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金 (本人分)	老齢基礎年金 (配偶者分)

昭和 28 年 4 月 2 日 ~ 30 年 4 月 1 日生まれの者 (61 歳に達した段階から支給)

61 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金 (本人分)	老齢基礎年金 (配偶者分)

昭和 30 年 4 月 2 日 ~ 32 年 4 月 1 日生まれの者 (62 歳に達した段階から支給)

62 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金 (本人分)	老齢基礎年金 (配偶者分)

昭和 32 年 4 月 2 日 ~ 34 年 4 月 1 日生まれの者 (63 歳に達した段階から支給)

63 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚年相当	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金 (本人分)	老齢基礎年金 (配偶者分)

昭和 34 年 4 月 2 日 ~ 36 年 4 月 1 日生まれの者 (64 歳に達した段階から支給)

64 歳	65 歳	配偶者 65 歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚年相当	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金 (本人分)	老齢基礎年金 (配偶者分)

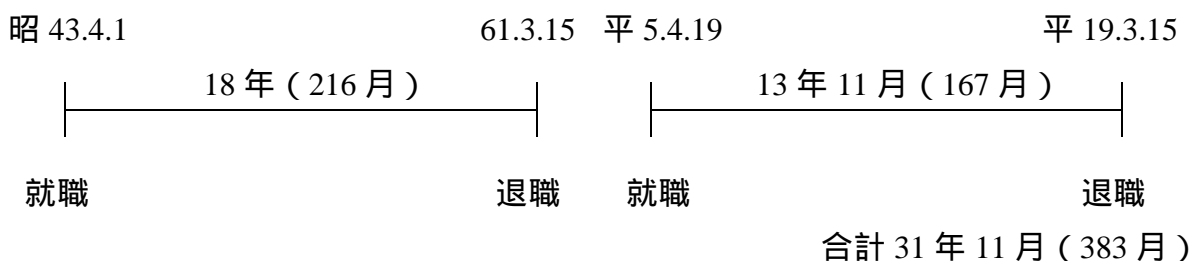
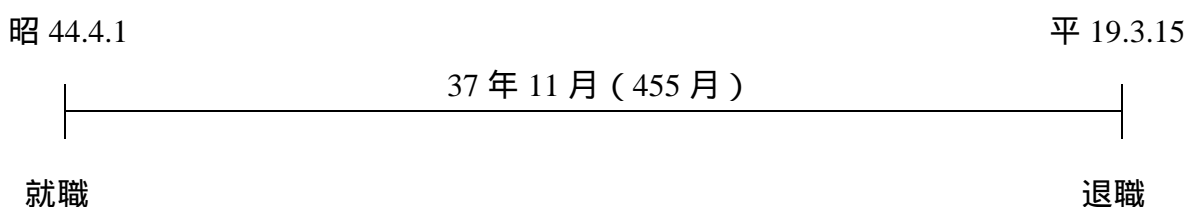
昭和 36 年 4 月 2 日以後生まれの者

65 歳	配偶者 65 歳
加給年金額	
職域加算額	
厚生年金相当額	
老齢基礎年金 (本人分)	老齢基礎年金 (配偶者分)



## エ 組合員期間の計算

組合員期間は、公務員等として「就職した月」から「退職した月の前月(定年等のように月の末日に退職した時はその月)」までの期間の月数によって計算することとなります。(ただし、昭和61年3月31日までの組合員期間の計算は、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数により計算します。)



## オ 平均標準報酬月額及び平均標準報酬額

共済年金の額は平均標準報酬月額又は平均標準報酬額を基礎にして算定されます。平均標準報酬月額とは、平成15年4月前の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額を平均した額をいいます。また、平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を平成15年4月以後の月数で除して得た額をいいます。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年4月前の各月の標準報酬月額の総額}}{\text{平成15年4月前の組合員期間の月数}}$$

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以後の各月の標準報酬月額の総額} + \text{標準期末手当等の総額}}{\text{平成15年4月以後の組合員期間の月数}}$$

なお、昭和61年4月から標準報酬制度が導入されたことから、昭和61年3月31日までの組合員期間がある場合には、組合員期間を昭和61年3月31日までと昭和61年4月1日以降とに分けて計算する必要がありますので、前頁の式は次のようになります。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{昭 61.3.31 までの各月の標準報酬月額} \times \text{昭 61.3.31 までの組合員期間の月数} + \text{昭 61.4.1 から平 15.3.31 までの標準報酬月額の総額}}{\text{昭 61.3.31 までの組合員期間の月数} + \text{昭 61.4.1 から平 15.3.31 までの組合員期間の月数}}$$

#### カ 年金額の計算式

平成16年10月以降の年金額の計算については、同年の法律改正により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額等についての各種金額が引き下げられ、改訂後の金額に基づき計算されることとなりましたが、これにより計算した額が法律改正前の規定による額に0.985を乗じて計算した額（平成17年度物価スライド改訂後の額）に満たないときは、その額が保障されることとなっています。これを「平成16年改正による従前保障額」といいます。

現在は、この平成16年改正による従前保障額（平成6年水準の額）の方が有利となっていますので、以下の計算式については、平成16年改正による従前保障額によるものを掲載します。

#### 定額

$$1,676 \text{ 円} \times \text{定額単価に掛ける率} \times \text{組合員期間の月数} \times 0.985$$

（生年月日による。41頁参照）（480月を限度（\*））

（\*）生年月日に応じて次表のように段階的に引き上げ

#### 【定額部分の額を算定する際の組合期間の月数の上限】

生年月日	月数
昭和20年4月2日 ~ 21年4月1日	468月
21年4月2日以後	480月

#### 厚生年金相当額

平成15年4月1日からの総報酬制の導入及び平成16年改正により、次の（ ）、（ ）の合計額となります。（平成6年改正後の額。 の職域加算額も同じ。）

) 平成15年3月までの分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times \text{給付乗率} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \quad (\text{生年月日による。41頁A}) \\ & \times 1.031^1 \quad \times 0.985^2 \end{aligned}$$

1 平成6年から平成10年までの物価スライド率。(以下同じ。)  
2 平成18年度物価スライド率(以下同じ。)

) 平成15年4月以降の分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬額} \times \text{給付乗率} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \quad (\text{生年月日による。41頁B}) \\ & \times 1.031 \quad \times 0.985 \end{aligned}$$

職域加算額

) 平成15年3月までの分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times \text{給付乗率} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \quad (\text{生年月日による。41頁A}) \\ & \times 1.031 \quad \times 0.985 \end{aligned}$$

) 平成15年4月以降の分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬額} \times \text{給付乗率} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \quad (\text{生年月日による。41頁B}) \\ & \times 1.031 \quad \times 0.985 \end{aligned}$$

加給年金額

組合員期間が20年以上である退職共済年金の受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者(年収850万円未満又は所得65万5千円未満である人)や子(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間であって、まだ配偶者がいない者又は20歳未満で障害の程度が1級又は2級に該当している者)がある場合加算されます。

(配偶者が65歳に達した場合には、加給年金に代えて配偶者自身に老齢基礎年金が支給させられます。)

対象者	受給権者の生年月日等	加給年金額
配偶者	昭和18年4月2日 ~	396,000円
子	2人まで1人につき	227,900円
	3人目から1人につき	75,900円

振替加算

加給年金の対象となっている配偶者が65歳に達したことにより、年金受給者に加給年金が支給されなくなり、配偶者が基礎年金を受給することになります。

合わせて次の計算式により計算した年金額が配偶者の基礎年金に加算されることとなります。これを「振替加算」といいます。

$$\text{振替加算の額} = 227,900 \text{ 円} \times 1.000 \sim 0.067$$

(配偶者の生年月日に応じた率)

### 【退職共済年金の給付乗率等表】

#### A 基準日前の計算 (平成15年3月までの期間分)

昭和 生年月日	定額単価に 掛ける率	厚生年金 相当額	職域加算額	
			組合員期間20年以上	組合員期間20年未満
20.4.2 ~ 21.4.1	1.032	0.00761	0.00147	0.00074
21.4.2 ~	1.000	0.00750	0.00150	0.00075

#### B 基準日以降の計算 (平成15年4月からの期間分)

昭和 生年月日	定額単価に 掛ける率	厚生年金 相当額	職域加算額	
			組合員期間20年以上	組合員期間20年未満
20.4.2 ~ 21.4.1	1.032	0.005854	0.001131	0.000569
21.4.2 ~	1.000	0.005769	0.001154	0.000577

本来支給の退職共済年金(65歳以降の年金)

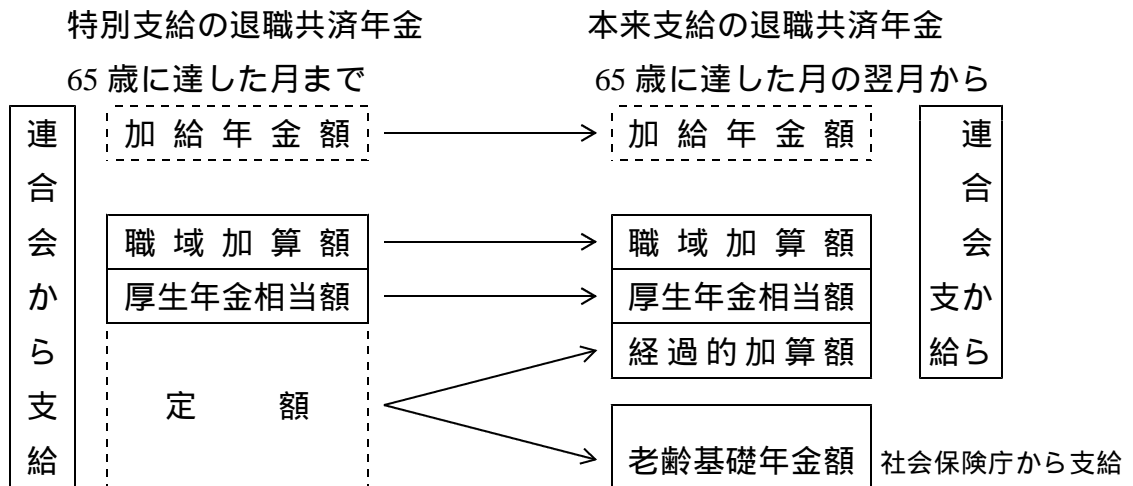
#### ア 受給要件

次の条件を満たしていることが必要です。

- a 65歳に達していること
- b 組合員期間等が25年以上あること(特例あり。34頁「受給資格期間の特例」参照)
- c 組合員期間が1年以上あること(組合員期間が1年未満の者は退職していること)

#### イ 年金額

本来支給の退職共済年金の額は、力(39~40頁)で説明した特別支給の退職共済年金の年金額から、老齢基礎年金に振り替わる額(老齢基礎年金の額)を差し引いた額となります。老齢基礎年金は別途、社会保険庁から支給されます。



$$\text{年金額} = \frac{\text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額} + \text{加給年金額} + \text{経過的加算額}}{\text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額} + \text{加給年金額}}$$

いずれも特別支給の退職共済年金の額(39～40頁)と同じ額になります。

ただし、退職後に更に共済組合員期間がある場合は、及びは再計算され、額が改定されます。

#### 経過的加算額

$$\text{経過的加算額} = (\text{特別支給の退職共済年金の}) \text{定額} - \text{老齢基礎年金の額}$$

(定額の額のうち老齢基礎年金に振り替わる額)

<注> 特別支給の退職共済年金に「定額」が加算されていない昭和24年4月2日以降生まれの人については、「定額」が加算されていたとして計算された額となります。

#### 【老齢基礎年金の額の求め方】

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数 (組合員期間月数、国民年金納付期間等)}}{480 \text{ 月 (国民年金加入可能月数)}}$$

(平成18年4月からの額)

<注> 老齢基礎年金の額は上の計算式によって求められますが、特別支給の退職共済年金の「定額」の額から老齢基礎年金に振り替わる額は、組合員期間のうち、保険料納付済期間とされる昭和36年4月以降の20歳から60歳までの期間について計算した老齢基礎年金の額となります。

なお、60歳に達した時点で国民年金の加入期間が、受給要件の25年に満たない場合や満額支給の40年に満たないような場合には、65歳まで任意に加入し、保険料を納めることにより、受給資格を満たしたり、満額の年金を受給することができます。さらに、昭和30年4月1日以前に生まれた人で、65歳に達した時点で受給資格を満たしていない場合には70歳まで任意加入することができます。

## 年金額の改定

裁定後の年金額は物価の変動に応じて毎年自動的に改定される仕組みとなっています。このことを「自動物価スライド」といいます。なお、新規に裁定することとなる年金は、名目手取り賃金の変動率をもとに年金額が改定される仕組みとなっています。これを「マクロ経済スライド」といい、平成 16 年の年金制度改正によって導入されました。

### 《再任用フルタイム職員の場合》

再任用が終了した時点で特別支給の退職共済年金額は、フルタイム職員として勤務していた共済組合員期間を加えて再計算され、年金額は改定されます。

なお、本来支給の退職共済年金は、改定後の額と同じになります。

### 《民間勤務又は再任用短時間職員の場合》

民間企業に再就職した場合や再任用短時間職員の場合、週 30 時間以上の勤務であれば、一般的には厚生年金に加入することとなり、退職共済年金とは別に、厚生年金の支給基準に従ってその期間についての老齢厚生年金が支給されます。

## 退職共済年金の試算依頼について

自分自身の年金の試算額、平均標準報酬月額、平均標準報酬額を知りたいときは、下記記載例のように必要事項を記入のうえ、送付先明記の返信用封筒(80円切手貼付)を同封して国家公務員共済組合連合会年金部年金相談室に送付してください。(個人情報に関することから手紙でお願いしているとのことです。)

なお、霞が関WANに加入している省庁の共済組合本部では、霞が関WANを介して共済組合本部のパソコンと連合会のコンピュータをオンラインで結び、組合員の平均標準報酬月額の試算や退職共済年金額の試算ができるようになっていきますので、試算額を知りたい場合は、まず、所属している共済組合におたずねください。

### [ 依頼先 ]

〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室  
電話 03-3265-8141

### [ 記載例 ]

#### 退職共済年金の試算依頼

- 1 組合員又は元組合員の氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び連絡先電話番号
- 2 共済組合・支部
- 3 長期組合員番号又は基礎年金番号
- 4 退職予定年月日又は退職年月日
- 5 組合員期間

## インターネット年金額簡易試算について

国家公務員共済組合連合会のホームページの年金額簡易システムを使い、現在の給与月額等から加入期間中の標準報酬月額等を予測して簡易におよその年金額を試算することができます。

ホームページのアドレス：<http://www.kkr.or.jp/>

試算の対象年齢は40歳以上61歳未満の方となります。

(3) 退職共済年金額計算書

組合員期間 基準日前（平成 15 年 3 月まで）  月  
 基準日以後（平成 15 年 4 月から）  月

平均標準報酬月額 平成 6 年水準の額  円  
 平均標準報酬額 平成 6 年水準の額  円

年金額の算出

ア 定額

$$1,676 \text{ 円} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{(41 \text{ 頁参照})} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{(41 \text{ 頁参照})} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{*(480 \text{ 月を限度})} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{*物価スライド率} = \hspace{2cm} \text{円}$$

\*18 年度は 0.985。以下同じ

イ 厚生年金相当額

$$\underbrace{\hspace{2cm}}_{b \text{ 円}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{(41 \text{ 頁 A) の表}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{a-1 \text{ 月}} \times 1.031 \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{0.985} = \hspace{2cm} \text{円}$$

(41 頁 A) の表

$$\underbrace{\hspace{2cm}}_{c \text{ 円}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{(41 \text{ 頁 B) の表}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{a-2 \text{ 月}} \times 1.031 \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{0.985} = \hspace{2cm} \text{円}$$

(41 頁 B) の表

の額  円 + の額  円 =  円

ウ 職域加算額

$$\underbrace{\hspace{2cm}}_{b \text{ 円}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{(41 \text{ 頁 A) の表}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{a-1 \text{ 月}} \times 1.031 \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{0.985} = \hspace{2cm} \text{円}$$

(41 頁 A) の表

$$\underbrace{\hspace{2cm}}_{c \text{ 円}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{(41 \text{ 頁 B) の表}} \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{a-2 \text{ 月}} \times 1.031 \times \underbrace{\hspace{2cm}}_{0.985} = \hspace{2cm} \text{円}$$

(41 頁 B) の表

の額  円 + の額  円 =  円



## 工 加給年金額

65歳未満の配偶者 18歳の年度末までの子

円	+	円	=	円
(40頁参照)		(40頁参照)		

## 退職共済年金額

a 60歳から  歳に達するまで ( a及びbの は36頁の表参照 )

イ + ウ	=	円
-------	---	---

b  歳から 65歳に達するまで

ア + イ + ウ + 工	=	円
---------------	---	---

c 65歳以後は老齢基礎年金との合計で、

イ + ウ + 工 + 老齢基礎年金 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	+	経過的加算額 <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	=	円
(42頁参照)				

<注> 経過的加算額は、ア定額 > 老齢基礎年金の場合、その差額分が連合会から支給されます。

(4) 繰上げ支給の年金

老齢基礎年金の受給資格期間( 組合員期間等が 25 年以上あること )を満たした者は、本来 65 歳から受ける老齢基礎年金を 60 歳から 65 歳になるまでの間の希望する時期から繰り上げて受給することができます。その場合、繰上げを請求した年齢に応じて減額された年金を生涯受給することになります。

この措置は、共済組合員を含め国民年金の被保険者について一般的に設けられているものですが、60 歳代前半に受ける特別支給の退職共済年金の支給開始年齢が引き上げられることから、平成 6 年改正により、引上げ途上となる昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日生まれの者を対象に、下記の のとおり、老齢基礎年金の一部繰上げを選択した場合には 60 歳代前半の年金額が手厚くなるように改善されています。

老齢基礎年金を全部繰上げの場合

老齢基礎年金を全部繰り上げて受給する場合は、繰上げを請求した月数に応じて月当たり 0.5 % 減額された老齢基礎年金を一生受けることになります。また、この場合には、特別支給の退職共済年金の定額部分の額のうち老齢基礎年金相当額が支給停止となります。

【昭和 21 年生まれの人の全部繰上の例】

60 歳	全部繰上げ請求 ( 61 歳 ) ( 63 歳 )	65 歳
		加給年金額
職域加算額	職域加算額	職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額	厚生年金相当額
	定額	( 経過的加算相当額 )
		基礎年金相当額 ⇒ 支給停止

全部繰上げの老齢基礎年金
--------------

基礎年金相当額の計算式

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{\text{昭和 36 年 4 月以後の 20 歳以上 60 歳未満の組合員期間月数}}{480 \text{ 月 ( 国民年金加入可能月数 )}}$$

( 老齢基礎年金の満額 )

老齡基礎年金の一部と特別支給の退職共済年金の定額部分を繰上げの場合

老齡基礎年金の一部繰上げと併せて、特別支給の退職共済年金の定額部分を繰上げ受給することができます。後者の受給額は、65歳になるまでに支給される予定の定額部分の総額を、繰上げ受給を始めたときから65歳になるまでの期間（月単位）に均等に分けた額（繰上げ調整額）となります。

この場合、定額部分の額と繰上げ調整額との差の割合について老齡基礎年金の繰上げ支給（月当たり0.5%減額）を受けることが条件になっています。（一部繰上げの老齡基礎年金）

【昭和21年生まれの人の一部繰上の例】

60歳	一部繰上げ請求（61歳）	（63歳）	65歳
		加給年金額	加給年金額
職域加算額	職域加算額		職域加算額
厚生年金相当額	厚生年金相当額		厚生年金相当額
	繰上げ調整額		（経過的加算額）
一部繰上げの老齡基礎年金			老基加算額

一部繰上げの場合の年金額

61～64歳 = 職域加算額 + 厚生年金相当額 + 繰上げ調整額 + 一部繰上げの老齡基礎年金額

65歳以降 = 職域加算額 + 厚生年金相当額 + 経過的加算額 + 一部繰上げの老齡基礎年金額 + 老基加算額

繰上げ調整額の計算式

$$\text{定額} \times (1 - B / A)$$

老齡基礎年金の計算式

- 「一部繰上げ」を請求した翌月から65歳までの額  
本来の老齡基礎年金の額  $\times B / A \times (1 - 0.005 \times A)$

- ・ 65歳の翌月から加算される額（「老基加算額」という。）  
本来の老齢基礎年金の額 × ( 1 - B / A )

注) A...一部繰上げ請求した月から65歳に達する前月までの月数

B...一部繰上げ請求した月から定額等の支給開始年齢に達する前月までの月数

【一部繰り上げた場合の繰上げ調整額と老齢基礎年金の額】

共済組合期間 40 年、老齢基礎年金額が 792,100 円の場合の例

繰上げ請求の時期	定額の繰上げ月数	繰上げ調整額	基礎年金の繰上げ月数	基礎年金の支給額	合計支給額 +	65歳からの基礎年金の額
昭和 20 年 4 月 2 日昭和 21 年 4 月 1 日までの生まれの人						
60 歳 0 月	36 月	318,900	60 月	332,700	651,600	530,700
61 歳 0 月	24 月	398,700	48 月	301,000	699,700	565,000
62 歳 0 月	12 月	531,500	36 月	216,500	748,000	612,600
昭和 21 年 4 月 2 日昭和 22 年 4 月 1 日までの生まれの人						
60 歳 0 月	36 月	317,000	60 月	332,700	649,700	530,700
61 歳 0 月	24 月	396,200	48 月	301,000	697,200	565,000
62 歳 0 月	12 月	528,300	36 月	216,500	744,800	612,600
昭和 22 年 4 月 2 日昭和 24 年 4 月 1 日までの生まれの人						
60 歳 0 月	48 月	158,500	60 月	443,600	602,100	602,000
61 歳 0 月	36 月	198,100	48 月	451,500	649,600	649,500
62 歳 0 月	24 月	264,100	36 月	433,000	697,100	697,000
63 歳 0 月	12 月	396,200	24 月	348,500	744,700	744,600

(5) 繰下げ支給の年金（平成19年4月から）

退職共済年金の受給権者が65歳の年金受給年齢に達した際に、就業しており収入があること等の理由により、当該退職共済年金の繰下げ受給を希望する場合には、国家公務員共済組合連合会へ当該退職共済年金の受給手続きを行わないことにより、66歳から70歳の間で繰り下げて受給することができます。

繰下げの期間は任意に月単位で設定することができ、繰下げを解除し受給を希望する旨の申出を国家公務員共済組合連合会に行った翌月から65歳時点の本来受給額に繰下期間1月につき政令で定める率が加算された年金額が生涯支給されることとなります。

ちなみに、老齢基礎年金を繰り下げて受給する場合は繰下げ期間1ヶ月について0.7

%が加算されます。

(6) 退職共済年金の在職中の一部支給

退職共済年金は、原則として、公務員として在職中で共済組合員である間は年金の支給が停止されることになっていますが、在職中であっても60歳以上であれば、その人の総報酬月額相当額と年金の合計額の状況により、次の 又は の算式により計算した額が支給されます。

再任用職員の場合、フルタイム勤務の者は共済組合員となるためこのケースに相当しますが、短時間勤務の者は共済組合員でないので、在職中であっても支給は停止されません。(ただし、後記(7)により共済年金の一部が支給停止される場合があります。)

在職中基本額 = (年金額 - 職域加算額 - 加給年金額)

基本月額 = (年金額 - 職域加算額 - 加給年金額) × 1/12

総報酬月額相当額 = 当月の標準報酬月額 + (当月以前1年間の標準期末手当等の額の総額 × 1/12)

合計収入額 (総報酬月額相当額 + 基本月額) 28万円である場合

支給額 = 在職中基本額 + 加給年金額

合計収入額 (総報酬月額相当額 + 基本月額) > 28万円である場合

ア 基本月額 28万円かつ、

a 総報酬月額相当額 48万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - {(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2} × 12 + 加給年金額

b 総報酬月額相当額 > 48万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - {(48万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + 総報酬月額相当額 - 48万円} × 12 + 加給年金額

イ 基本月額 > 28万円かつ、

a 総報酬月額相当額 48万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12 + 加給年金額

b 総報酬月額相当額 > 48万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - (総報酬月額相当額 - 240,000円) × 12 + 加給年金額

## 一部支給の計算例

退職共済年金 158.4 万円（厚生年金相当額 132 万円、職域加算額 26.4 万円）  
標準報酬月額 24 万円、以前 1 年間の期末・勤勉手当を 60 万円と仮定した場合

$$\text{在職中基本額} = 158.4 \text{ 万円} - 26.4 \text{ 万円} = 132 \text{ 万円}$$

$$\text{基本月額} = 132 \text{ 万円} \times 1/12 = 11 \text{ 万円}$$

$$\text{総報酬月額相当額} = 24 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} \times 1/12 = 29 \text{ 万円}$$

一部支給額の計算式は、ア a となる。

$$\begin{aligned} \text{一部支給額} &= 132 \text{ 万円} - \{(29 \text{ 万円} + 11 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2\} \times 12 \\ &= 132 \text{ 万円} - 6 \text{ 万円} \times 12 = 60 \text{ 万円} \quad (\text{加給年金額を除く。}) \end{aligned}$$

## 【フルタイム勤務職員の場合】

<再任用フルタイム勤務職員（行政職（一））の場合の一部支給月額早見表例>

再任用 1 年目の 4 月から 6 月までの例

級	再任用給与月額 (俸給 + 諸手当 2 万 円と仮定) (万円)	総報酬 月額相 当額 (万円)	基本月額が 8 ~ 16 万円の場合の一部支給の額 (加給年金額を除く。) (万円)				
			8	10	12	14	16
1	20.7	36.7	-	0.7	1.7	2.7	3.7
2	23.5	40.7	-	-	-	0.7	1.7
3	27.9	44.7	-	-	-	-	-
4	29.9	46.7	-	-	-	-	-
5	31.5	48.7	-	-	-	-	-

注) 以前 1 年間の標準期末手当等の額の総額を 200 万円と仮定

再任用 1 年目の 7 月から 12 月までの例

級	再任用給与月額 (俸給 + 諸手当 2 万 円と仮定) (万円)	総報酬 月額相 当額 (万円)	職域加算額及び加給年金額を除いた 年金月額が次の額の場合の一部支給の額 (加給年金額を除く。)(万円)				
			8	10	12	14	16
1	20.7	30.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0
2	23.5	34.3	0.9	1.9	2.9	3.9	4.9
3	27.9	38.8	-	-	0.6	1.6	2.6
4	29.9	41.2	-	-	-	0.4	1.4
5	31.5	43.3	-	-	-	-	0.4

注) 退職前の 12 月期の標準期末手当等の額を 100 万円と仮定

再任用 1 年目の 1 月以降の例 (2 年目以降も同じ)

級	再任用給与月額 (俸給 + 諸手当 2 万 円と仮定) (万円)	総報酬 月額相 当額 (万円)	職域加算額及び加給年金額を除いた 年金月額が次の額の場合の一部支給の額 (加給年金額を除く。)(万円)				
			8	10	12	14	16
1	20.7	23.7	6.2	7.2	8.2	9.2	10.2
2	23.5	28.2	3.9	4.9	5.9	6.9	7.9
3	27.9	33.3	1.3	2.3	3.3	4.3	5.3
4	29.9	36.0	-	1.0	2.0	3.0	4.0
5	31.5	38.4	-	-	0.8	1.8	2.8

【短時間勤務職員の場合】

共済組合員でないため在職中の支給停止は行われませんが、厚生年金保険等の被保険者となった場合には、再任用給与の額などの給与所得によっては年金額の支給制限がかかる場合があります。詳しくは、次項「(7) 退職後の所得による支給制限」を参照してください。

## (7) 退職後の所得による支給制限

退職共済年金の受給権者が短時間勤務の再任用職員となり、あるいは、民間会社等に再就職して厚生年金等に参加した場合、再就職先の収入(賞与等を含む。)の月額と退職共済年金(厚生年金相当部分等)の月額との合計額が48万円に達するまでは、満額の年金を支給し、これを超えるときは、48万円を超える額2に対して年金額1が停止されます。

$$\text{支給停止額} = ((\text{総収入月額相当額} * 1) + \text{基本月額} * 2 - 48 \text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

\* 1 総収入月額相当額とは、標準報酬月額とその月以前1年間の標準期末手当等の額の1/2分の1の額との合計額

\* 2 基本月額とは、退職共済年金の額(経過的加算額、職域加算額及び加給年金額を除く)を1/2で除して得た額

なお、職域加算額等及び社会保険庁から65歳以後支給される老齢基礎年金については、支給停止は行われません。

## (8) 離婚等の場合の年金分割

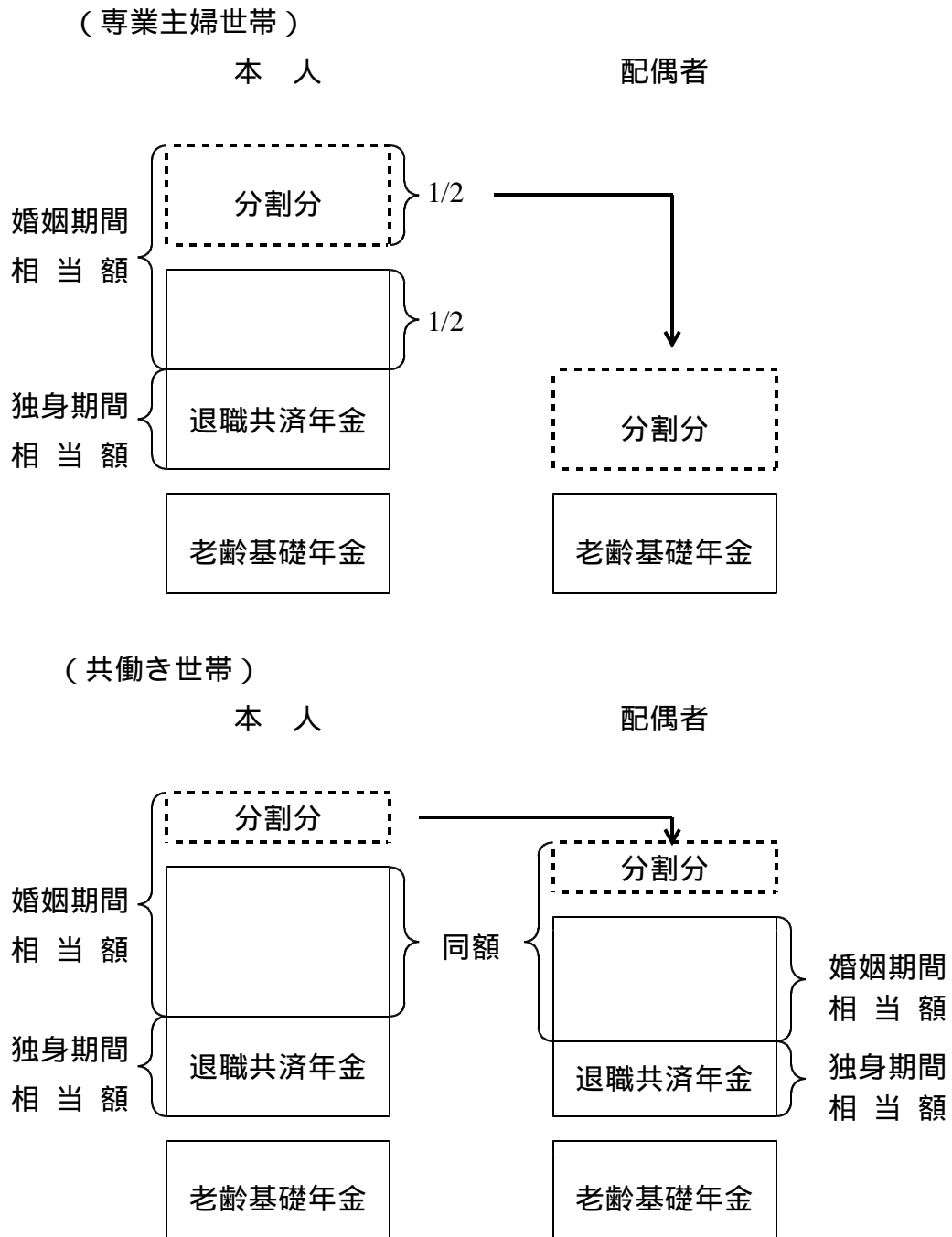
### 平成19年4月からの年金額の分割

夫婦が離婚した場合に、組合員等及びその配偶者の両者が合意した場合又は裁判所の決定が行われた場合には、婚姻期間における標準報酬月額等を最大で2分の1ずつ分割することができます。分割の割合は夫婦の話合い又は裁判所の決定によります。

この場合に対象となる離婚は、平成19年4月1日以降の離婚で、分割の請求は離婚後2年以内に行わなくてはなりません。なお、分割された標準報酬月額等に基づく年金は分割を受けた配偶者の支給開始年齢から支給され、分割を行った後に組合員等の配偶者が死亡しても分割を受けた配偶者の年金受給に影響はありません。また、分割の対象となるのは報酬比例部分のみで、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。



《参考》 年金分割の例



平成20年4月からの国民年金の第3号被保険者期間の年金分割

離婚や組合員等の配偶者の所在不明などで夫婦間の合意が得られない場合でも、組合員等でない配偶者の国民年金の第3号被保険者期間については、夫婦共同で掛金を負担したものと見なし、第3号被保険者であった配偶者の請求により、標準報酬月額等の2分の1が自動的に第3号被保険者であった配偶者の分となります。ただし、自動的に分割されるのは第3号被保険者であった配偶者の平成20年4月以降の第3号被保険者期間のみで、それ以外の期間については上記と同様に夫婦の同意又は裁判

所の決定が必要となります。分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者の支給開始年齢から支給され、組合員等である配偶者が死亡しても分割を受けた配偶者は生涯受給することができます。

この場合にも 分割の対象となるのは報酬比例部分のみで、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

《参考》分割支給の例



(9) 遺族共済年金

職員(組合員)が死亡した場合、退職共済年金を受けている者が死亡した場合には、遺族に遺族共済年金が支給されます。

遺族の範囲と順位

遺族共済年金を受けることができる者は、死亡当時、その者によって「生計を維持していた者\*1」で、遺族の順位は次のとおりです。

ア 配偶者と子\*2

イ 父母

ウ 孫\*2

エ 祖父母

\*1 生計を共にして、かつ、恒常的な年収が850万円未満(又は所得額が655万5千円未満)である者をいいます。

\*2 次のいずれかに該当する者

a 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間においてまだ配偶者のいない者

b 組合員又は組合員であった者の死亡当時から引き続き障害の程度が1級又は2級に該当している者

年金額

遺族共済年金額は、 厚生年金相当額と 職域加算額(それぞれ39～40頁と同じ計

算式を使って計算した額)の 3/4 の額に、妻が受ける場合「妻加算額」を加えた額になります。

$$\text{年金額} = (\text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額}) \times 3/4 + \text{妻加算額} (* 594,200 \text{ 円})$$

\*平成 18 年 4 月からの額

<注> 妻加算額は、妻が遺族共済年金を受取る場合で、組合員期間が 20 年以上ある場合に限り、40 歳から 65 歳に達するまでの間加算されます。したがって、妻が 65 歳になったときは、この加算額がなくなりますが、自身の老齢基礎年金が支給されます。なお、国民年金の遺族基礎年金を併せて受けることができる場合には、その間、この妻加算額は支給が停止されます。

### 遺族共済年金の失権

遺族共済年金を受けている者が、次のいずれかに該当したときは、その受ける権利はなくなります。

ア 死亡したとき

イ 婚姻したとき

ウ 直系血族及び直系姻族以外の者の養子になったとき

エ 子や孫である者が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき

### 遺族基礎年金との関係

遺族共済年金を受給できる者が次の条件に該当するときは、国民年金から併せて遺族基礎年金 (792,100 円 (平成 18 年 4 月からの額)) が支給されます。

ア 遺族共済年金を受給できる妻で、子(法律上の自分の子)がいるとき

イ 遺族共済年金を受給できる子がいるとき

<注> 子については、ア(55 頁)にいう者をいう。ただし、「組合員又は組合員であった者の死亡当時から引き続き障害の程度が 1 級又は 2 級に該当している者」は、20 歳未満の者に限られます。

### (10) 年金の請求手続きと支給時期

年金を遅滞なく受給するためには、必要な手続きをしなければなりません。まず、年金の支給開始年齢に到達したことなどにより退職共済年金を受取る権利を取得したときには、所属している共済組合の担当係を通じて、年金を受取るための請求手続きを行う必要があります。在職中、退職後にかかわらず 60 歳の誕生日を迎えた日以降に済ませてください。

このほか一身上に異動があったときなどに、その都度届出が必要になるものがあります。

なお、毎年届出に必要な用紙や案内は国家公務員共済組合連合会から必要な時期に送付されますが、その他の場合は年金決定時に年金証書に同封して送付されている「届

出用紙綴」の中にありますので、その用紙を使ってください。ただし、「届出用紙綴」の用紙は、国家公務員共済組合連合会のインターネットのホームページ (<http://www.kkr.or.jp/>) から取り出すことができます。

【毎年届出が必要なもの】

年金額に加給年金額が加算されている場合...加給年金額対象者の現況の届出

【一身上に異動があったとき】

異動事由	提出書類	添付書類
公務員として再就職したとき	再就職届	年金証書
受給権者が死亡したとき	失権事由等通知書	(提出後連合会から案内があります)
加給年金額の対象となっている配偶者や子に異動があったとき	加給年金額対象者異動届	事由により戸籍謄本、年金証書の写しなど

<注> 年金決定時に年金証書に同封された届出用紙綴りによってください。

【その他の変更があったとき】

変更事由	提出書類
転居、払渡金融機関の変更、住居表示の変更	住所・払渡金融機関変更届
受給権者が氏名を改めたとき、受給代表者の変更	受給権者氏名・受給代表者変更届

電子申請手続き

平成 16 年 7 月から、国家公務員共済組合連合会電子申請システムがスタートし、年金受給者からの各種申請が自宅のパソコンでも可能となりました。詳細については国家公務員共済組合連合会に直接問い合わせるか、国家公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

年金の支給回数及び支給時期

年金は年 6 回の支給期月（偶数月）に、それぞれの前々月分と前月分の 2 月分が支払われます。

支給日は、15日(土曜日又は日曜日の場合は、金曜日に繰り上げ)で、指定した振込先に振り込まれます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年 12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

## (11) 公的年金等に係る税金

共済年金、厚生年金、国民年金、恩給などの公的年金等は、所得税法上は「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を受けます。(障害共済年金、遺族共済年金は非課税)

公的年金等に係る所得税には各種の所得控除があります。所得控除を受ける場合には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年国家公務員共済組合連合会へ提出するなどの手続きが必要となります。なお、退職後、企業等に就職している場合で、その勤め先に「給与所得者の扶養親族等申告書」を提出している場合は、国家公務員共済組合連合会への「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は必要ありません。

源泉徴収の対象となる公的年金等は、その年中に支給される支給額が65歳未満の者については108万円以上、65歳以上の者については158万円(老齢基礎年金を受けているときは80万円)以上のときです。

### 《源泉徴収税額の計算式(定期支給期月毎)》

ア 「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を国家公務員共済組合連合会へ提出した場合

定率減税前の源泉徴収税額

$$= (2 \text{ か月分の年金の支給額} - \underline{1 \text{ か月の控除額}} \times 2) \times 10/100 \dots A$$

定率減税額 =  $A \times 10\% \dots B$

源泉徴収税額 =  $A - B$

### 1か月の控除額の求め方

$$1 \text{ か月の控除額} = \text{基礎的控除額(月額)} + \text{人的控除額(月額)}$$

基礎的控除額(月額)

受給者が	基礎的控除額(月額)
65歳未満の場合	公的年金等の支給金額の月割額 $\times 25/100 + 65,000$ 円 (計算した金額が90,000円未満のときには90,000円)
65歳以上の場合	公的年金等の支給金額の月割額 $\times 25/100 + 65,000$ 円 (計算した金額が135,000円未満のときには135,000円)

人的控除額（月額）

区 分	内 容	人 的 控 除 額
受給者本人に係るもの	障害者	22,500 円
	特別障害者	35,000 円
控除対象配偶者及び扶養親族に係るもの	控除対象配偶者	32,500 円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	40,000 円
	扶養親族	一人につき 32,500 円
	特定扶養親族	" 52,500 円
	老人扶養親族(70歳以上)	" 40,000 円
	及び の人が障害者 " 特別障害者	一人につき 22,500 円 " 35,000 円

イ 「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を連合会へ提出しなかった場合

$$\text{源泉徴収税額} = (2 \text{ か月分の年金の支給額} - \text{1か月の控除額} \times 2) \times 10/100$$

1か月の控除額の求め方

$$\text{1か月の控除額} = \text{年金の支給額(月額)} \times 25/100$$

《住民税》

一定額以上の公的年金等を受給している場合(65歳未満105万円以上、65歳以上155万円以上)、確定申告等の結果に基づいて毎年6月頃に住所のある市町村から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関又は郵便局で納入することとなります。

住民税の額の計算等詳細については、住所のある市町村の担当窓口にて照会してください。

《確定申告》

連合会から退職共済年金を受給して、社会保険庁から老齢厚生年金や老齢基礎年金を受けるなど、2以上の年金を受給する人、年金以外に給与所得がある人の場合は、確定申告をする必要があります。なお、所得が公的年金等のみの場合でも、公的年金等に対しては年末調整が行われませんので、社会保険料や生命保険料などを支払ったため、源泉徴収された税額の1年間の合計額と、その年1年間の所得について計算した納付すべき税額との間に過不足額が生じた場合には、確定申告により納税額の精算を行う必要があります。

退職共済年金制度の一般的な説明をしていますが、その他、障害共済年金、年金の併給調整など詳細については、国家公務員共済組合連合会発行の「知っておきたい共済年金」を参照されることをお勧めします。

なお、平成25年度から「60歳から報酬比例部分の繰上げ減額受給ができる制度」が創設されます。今後詳細が明らかになりますと、この紙面掲載の計算方法が一部変更される可能性がありますので、ご注意ください。

### 3 定年後の社会保険制度

退職後にフルタイム勤務で再任用される場合は国家公務員共済組合に加入することになりますが、短時間勤務の再任用職員となった場合、民間企業に再就職した場合、あるいは、自営業を営む場合には、それぞれに対応する他の社会保険制度に加入することになります。

#### (1) 年金

退職後、民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業所の厚生年金保険に加入することになります。また、週30時間以上勤務の再任用短時間勤務職員になった場合には、厚生年金保険に加入することになります。この場合の加入手続きは、事業所側で行います。

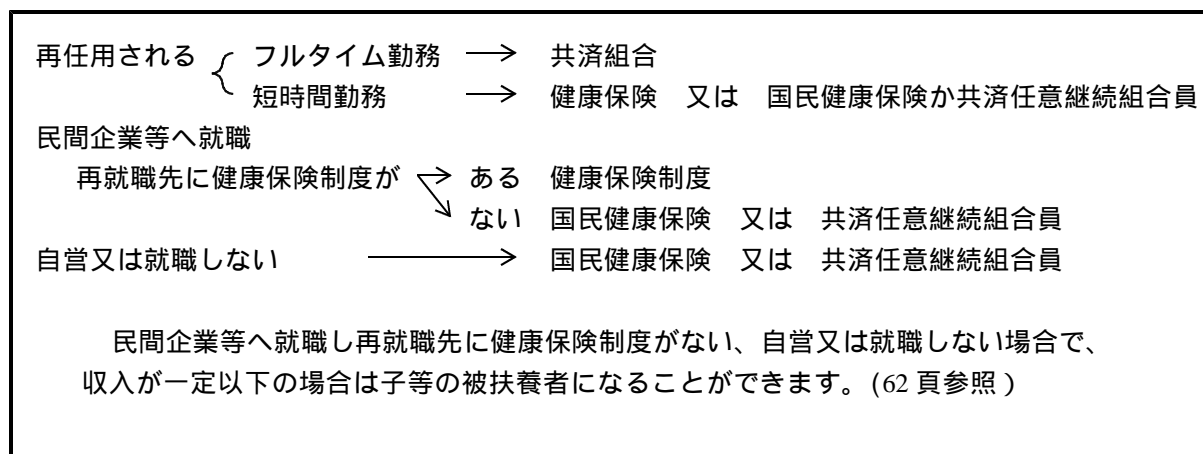
60歳前に退職し、どこにも再就職しない場合は、60歳まで国民年金に加入する必要がありますので、この場合は自分で、居住する市区町村の年金担当課で手続きをしてください。

#### (2) 医療保険

医療保険については、国民皆保険制度を採っていますので、退職後もいずれかの医療保険制度に加入することになります。加入手続きが必要ですので、期限内に済ませてください。

退職後、民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業所の健康保険制度に加入することになります。

また、再就職先が健康保険の適用外事業所の場合、あるいは、どこにも再就職しない場合は、居住する市区町村の国民健康保険に加入するか、現在の所属共済組合の任意継続組合員（給付内容は在職中と同じ。）となるかを選択することになります。



## 健康保険

加入：就職した日から5日以内に、就職先に健康保険組合がある場合は同組合、ない場合は、政府管掌健康保険に加入することになりますので、管轄の社会保険事務所の窓口で手続きをしてください。

保険料：政府管掌健康保険の場合、給与月額（標準報酬月額）と賞与の額に1,000分の82を乗じて得た額を事業主と被保険者が半分ずつ負担します。健康保険組合がある場合は、健康保険組合独自の保険料率となります。

なお、このほか介護保険の保険料も併せて負担することとなります。（政府管掌健康保険の場合、事業主負担分と被保険者負担分を合わせて1,000分の12.5を半分ずつ負担）

医療費の自己負担額：入院、外来とも医療費の3割が自己負担になります。（70歳以上の高齢者には特例があります。）

## 国民健康保険

加入：退職の日の翌日から14日以内に居住する市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きをしてください。前の保険が終了した日の翌日に遡って適用されますが、手続きが遅れると保険給付が一時差し止められたり、延滞金の支払を求められることがあります。

保険料：各市区町村により異なります（と同様、介護保険の保険料も負担）。

（基本額、前年所得による額、世帯人員等による額等により算出）

医療費の自己負担額：入院、外来とも医療費の3割が自己負担になります。（70歳以上の高齢者には特例があります。）

共済組合や健康保険組合に加入していた人が退職した場合の特例：退職者医療制度の適用を受けられる人は、年金証書を受領した日の翌日から14日以内に、市区町村の担当窓口で、年金証書を添え、同制度の適用を受ける旨を申告してください。なお、退職者医療制度の適用を受けても自己負担額には変わりありません。

## 共済組合の任意継続組合員制度

加入：退職した日から起算して20日以内に退職時の所属長を経て共済組合に手続きをしてください（組合員であった期間が1年以上あることが必要です。）。

加入期間：退職した日の翌日から2年間。

掛金：任意継続組合員となった場合の掛金は、いわゆる事業主(国)負担分も本人が負担して納付することになります。



ア 標準報酬月額×短期共済掛金率（定年前の本人負担の2倍。ただし、ボーナス分の掛金はなし。）

内閣共済の場合：通常組合員 32.84/1000 の2倍の 65.68/1000

（介護掛金：通常組合員 4.1/1000 の2倍の 8.2/1000）

イ 算定基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額、毎年1月1日現在の所属共済組合の平均標準報酬月額のいずれか低い額になります。ただし、組合員期間が15年以上で、かつ、55歳以降初めて退職する組合員にあっては、の額又は退職時の標準報酬月額から各共済組合の定款で定める割合（内閣共済組合の場合は3割）を減じた額のいずれか低い額となります。

子等の医療保険の被扶養者になる場合

退職後、共済の任意継続組合員や国民健康保険、健康保険の被保険者にならず、60歳以上の公的年金受給者にあつては年収が180万円、それ以外の人にあつては年収が130万円未満である場合には、子等が加入している医療保険（共済組合、健康保険）の被扶養者になることができる場合があります。

【国民健康保険の被保険者又は共済の任意継続組合員となった場合の比較】

国民健康保険の保険料（所得割）は、前年の所得を基に計算されます。そのため、退職直後の1年目の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されることにより、共済の任意継続組合員となった場合の保険料より高くなる場合があります。

また、2年目は、主な収入が年金となるなど所得が減少します。そのため、国民健康保険の保険料が減少する一方、共済の任意継続の場合の保険料は、退職時の標準報酬月額等を基礎としているため1年目とほぼ同額であり、国民健康保険の保険料の方が一般的には低くなるようです。

なお、1年目は共済組合の任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することは可能です。

### (3) 雇用保険

定年後に民間企業に就職した場合には、雇用保険に加入し、保険料を負担することになります。再任用職員となった場合も次のとおり雇用保険に加入することになります。

短時間労働被保険者以外の一般被保険者として加入

ア 再任用フルタイム勤務職員

イ 1週間の勤務時間がフルタイム勤務より短い、30時間以上である者で、雇用期間1年以上(の見込み)の者

短時間労働被保険者である一般被保険者として加入

1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の者で、雇用期間1年以上(の見込み)の者

一般事業の雇用保険の保険料率は1000分の19.5であり、被保険者の負担率は1000分の8となっています。

再任用の任期が満了し、求職手続きを行った場合には、賃金日額の45%～80%の額の90日分を失業給付として受給することができます。

ただし、雇用保険から失業給付を受けるときは、65歳に達するまでに支給される退職共済年金(特別支給の年金又は繰上げ支給の年金のうち、職域加算額に相当する額を除いた額)の支給が停止されますのでご注意ください。

【再任用フルタイムで3月31日に退職して4月に求職の申込みをした場合の例】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	退 求 満 職 職 了					
失業給付		← 受 給 →				
年金給付	一部支給	支給	← 支給停止 →			支給

#### 4 収入と支出の比較

定年後から人生を終えるまでの収入と支出について、年金だけで暮らす夫婦世帯をモデルに検討し、充実した生活を送るための資金の目安について考えてみましょう。

各人によって家族の構成、住宅ローンなどの有無、収入の途、健康状態などにより予想される定年後の家計状況は異なりますが、今から定年後に必要な生活費の大まかな額を把握して対応等を考えておくことが大切です。

##### (1) 夫婦の平均余命を把握する

まず、次に掲げる簡易生命表を使って夫婦それぞれの平均余命を把握します。

【厚生労働省「平成16年簡易生命表」】

(単位：年)

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
男	30.70	29.81	28.93	28.05	27.19	26.33	25.48	24.64	23.81	22.98	22.17
女	36.90	35.97	35.03	34.11	33.19	32.27	31.36	30.45	29.54	28.64	27.74

定年(60歳)を迎えた退職国家公務員本人と配偶者の年齢から、各人の平均余命を算出し、今後夫婦二人で何年間、家計を維持しなければならないかを把握します。

本人(退職国家公務員)60歳の平均余命 = 本人の平均余命

本人60歳の年の配偶者の平均余命 = 配偶者の平均余命

<注> ここでは、本人の平均余命 < 配偶者の平均余命と仮定して考えることとします。

##### (2) 定年退職した時点での世帯の1か月当たりの実収入を予測する

本人と配偶者の1か月当たりの収入のことです。ここでは本人に対する年金と配偶者に対する年金だけを収入として想定してみます。

1か月当たりの本人の年金と配偶者の年金 = 1か月の実収入

##### (3) 定年退職した時点での世帯の1か月当たりの実支出を予測する

本人と配偶者の1か月当たりの消費支出(生活費)と非消費支出(税金と社会保険料)を合わせた支出のことです。

本人と配偶者の1か月当たりの実支出 = 1か月の実支出

##### (4) 定年後の定期的な収入の総計を推計する

<夫婦2人の期間 = 本人の平均余命>

1か月の実収入 × 12月 × 本人の平均余命 = U円

<配偶者 1 人の期間 = 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命>

( 配偶者の年金月額 + 遺族年金月額 ) × 配偶者 1 人の期間 = V 円

U 円 + V 円 = 定年後の定期的な収入

(5) 定年後の定期的な支出の総計を推計する

<夫婦 2 人の期間 = 本人の平均余命>

1 か月の実支出 × 12 月 × 本人の平均余命 = X 円

<配偶者 1 人の期間 = 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命>

1 か月の実支出 × 57.2% \* × 12 月 × ( 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命 ) = Y 円

\* 総務省の「家計調査年報(平成16年)」によると、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで、世帯主が無職の世帯)の実支出を100としたとき、高齢無職世帯(60歳以上の単身無職世帯)の実支出は57.2だった。

X 円 + Y 円 = 定年後の定期的な支出

(6) 定年後の定期的な収入と支出の収支を推計する

「定年後の定期的な収入 - 定年後の定期的な支出」はいくらぐらいになったでしょうか。大幅な赤字になった方もいらっしゃるでしょうか。ある調査では1,800万円くらいの不足になるという試算もあります。定年後、年金生活に入った夫婦がその生涯を終えるまでには、これくらいの額の赤字が見込まれるようです。

(7) この他に、定年後には非定期的な支出が見込まれる

毎月の定期的な支出の他に非定期的な支出として、住宅の補修、車の買換、旅行、冠婚葬祭、入院などの費用が見込まれます。これらの支出額は、個人の価値観や生活環境などによって大きく異なりますが、500万円から1,000万円くらい必要になるのではないのでしょうか。

(8) 定年後の支出に対する収入の不足に如何にして対処するか

このように、夫婦2人が年金生活を送り、生活にある程度の余裕をもってそれぞれの平均余命を全うする場合には、各世帯によって異なりますが、「定期的な収入 - (定期的な支出 + 非定期的な支出)」で2,500万円くらいの不足が生じるようです。

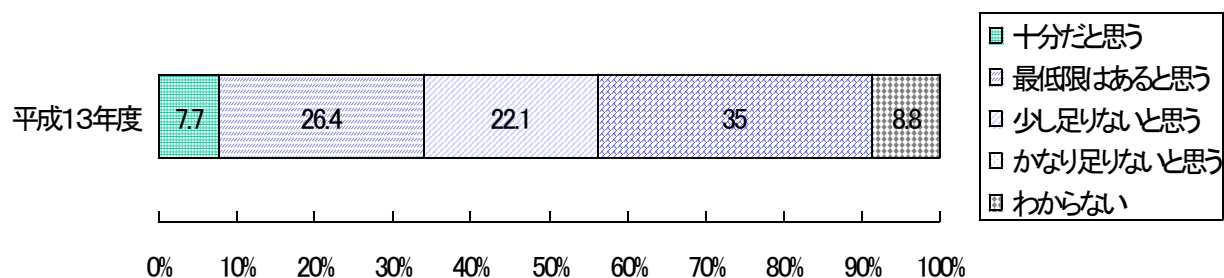
この不足への対処としては、各世帯の家計状況によって異なりますが、退職手当の取崩し、預貯金の引出し、個人年金の受給、就業による賃金などが考えられます。これらのうち、退職手当の取崩し以外については、現役時代からの準備が必要

です。

定年まで10年を切ったら、定年後の生活費について真剣に考え、その不足額に見合う収入を得るため具体的な準備に入る必要があるのではないのでしょうか。

### 【老後の備え】

平成14年に内閣府が実施した「高齢者の経済生活に関する意識調査」(60歳以上の者を対象に調査)によると、現在の貯蓄額が老後の備えとして不足すると考えている人の割合は57.1%、また、老後への備えとして必要な貯蓄額については、「1,000万円ぐらい」と答えた人が20.1%と最も多かったとの結果になっています。



### 【老後への貯蓄額】

(総数)	(総数)	(構成比)	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
	2,077		507	535	505	330	200
100万円ぐらい	22	1.1%	0.6	0.7	1.2	1.8	1.5
200万円ぐらい	26	1.3%	1.4	0.6	1.4	1.8	1.5
300万円ぐらい	94	4.5%	2.4	3.0	6.7	4.2	9.0
500万円ぐらい	204	9.8%	6.3	9.2	11.9	13.6	9.0
700万円ぐらい	59	2.8%	2.0	3.2	2.6	3.0	4.5
1,000万円ぐらい	417	20.1%	17.9	22.2	20.2	20.6	18.5
2,000万円ぐらい	278	13.4%	17.4	13.3	11.7	13.9	7.0
3,000万円ぐらい	240	11.6%	16.0	11.8	11.1	8.8	5.5
5,000万円ぐらい	109	5.2%	6.5	8.0	4.8	2.1	1.0
5,000万円以上	126	6.1%	9.5	6.4	6.3	3.0	1.0
わからない	502	24.2%	20.1	21.7	22.2	27.0	41.5